

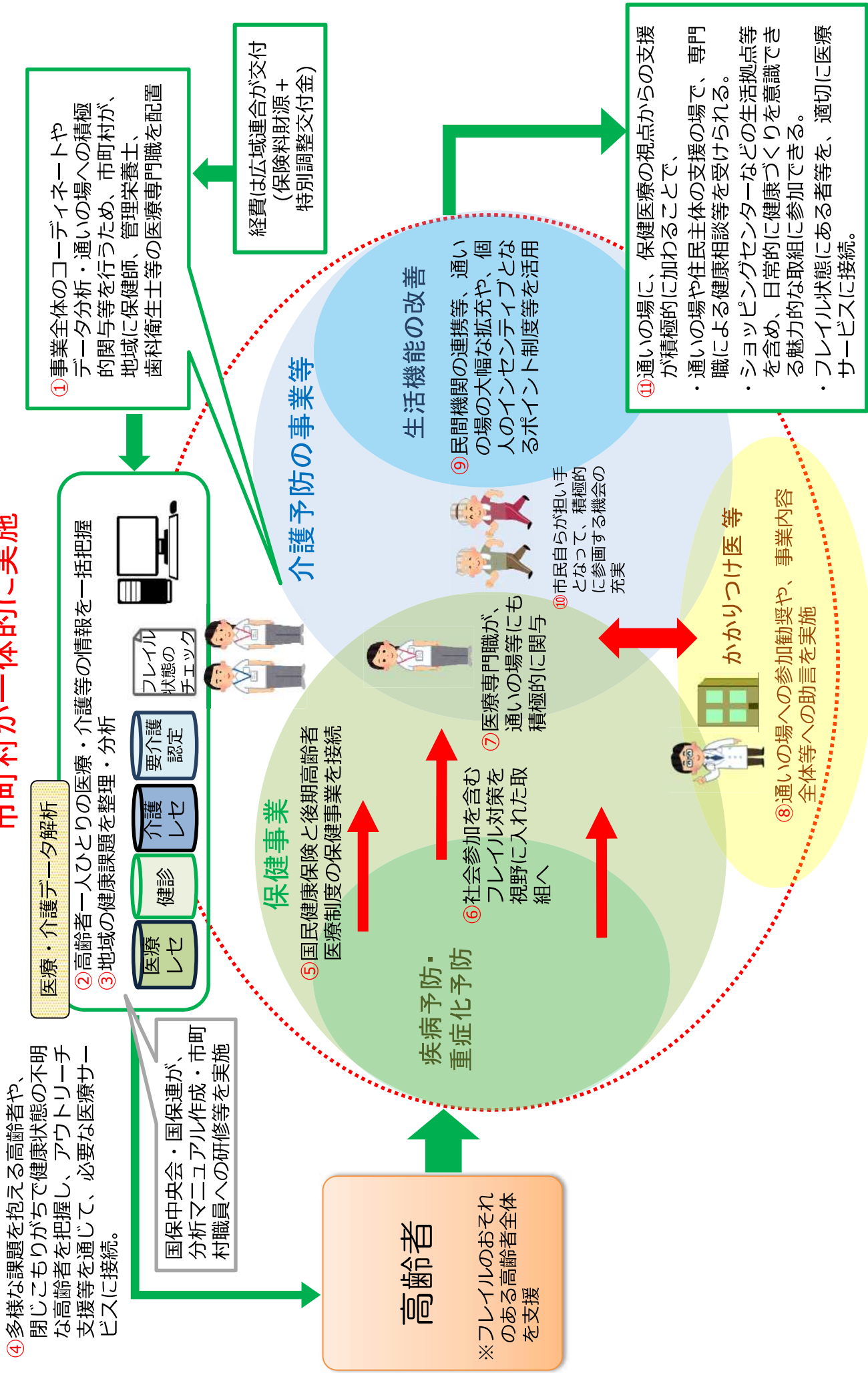
令和元年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和元年 12 月 26 日

件 名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について
所 管 部 課	区民部 高齢医療・年金課
内 容	<p>令和元年 5 月 15 日に、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に関する規定を盛り込んだ健康保険法等改正法が成立し、区市町村による事業を実施するよう方針が示された。</p> <p>その中で、本年 10 月 16 日、厚生労働省から具体的な事業実施に向けた「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン 第 2 版」が示され、区は令和 2 年度の実施に向け、庁内関係所管により検討を行っている。</p> <p>1 区市町村における実施のイメージ (別紙、報告資料 1-1~1-3 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者一人ひとりの医療、介護の情報を一括把握 ・ 地域の高齢者の健康課題を整理・分析 ・ 医療専門職による高齢者に対する個別的支援及び通いの場等への積極的な関与（フレイル対策を視野に入れた取り組みの実施） ・ 医療関係団体等との連絡調整（特に三師会の協力を得つつ事業を進める） <p>2 実施方法 後期高齢者医療制度の保険者である広域連合が、事業を区市町村に委託し、委託を受けた区市町村は医療専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士）がコーディネートし事業を実施する。</p> <p>3 事業経費 広域連合から区市町村へ委託事業費が交付される。それに対して国から広域連合へ特別調整交付金が交付される。</p>

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（スキーム図）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

国（厚生労働省）

- 保健事業の指針において、一体的実施の方向性を明示。**（法）**
- 具体的な支援メニューをガイドライン等で提示。
- 特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

広域連合

- 広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定。**（法）**
- データヘルス計画に、事業の方向性を整理。
- 専門職の人的費用の費用を交付。

委託 **（法）**

市町村

- 一体的実施に係る事業の基本的な方針を作成。**（法）**
- 市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施。**（法）**
 （例）データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善 等
- 広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求めることができる。**（法）**
- 地域ケア会議等も活用。

＜市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施＞

必要な援助

都道府県への
報告・相談

都道府県
（保健所含む）

国保中央会
国保連合会

三師会等の
医療関係団体

○ 事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

○ データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等 **（法）**

○ 取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

事業の一部を民間機関に委託できる。**（法）**
 （市町村は事業の実施状況を把握、検証）

※ **（法）** は法改正事項

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)

退職等

75歳

被用者保険の保健事業
(健保組合、協会けんぽ)

- 特定健診、特定保健指導
- 任意で、人間ドック
- 重症化予防(糖尿病対策等)
 - ・ 保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携した受診勧奨・保健指導等の実施。
- 健康経営の取組
 - ・ 保険者と事業主が連携した受動喫煙対策や職場の動線を利用した健康づくりの実施。
 - ・ 加入者の健康状態や医療費等を見える化した健康スコアリングレポート等の活用。

国民健康保険の保健事業(市町村)

- 特定健診、特定保健指導
- 任意で、人間ドック
- 重症化予防(糖尿病対策等)
 - ・ 保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携した受診勧奨・保健指導等の実施。
- 市町村独自の健康増進事業等と連携した取組

後期高齢者広域連合の保健事業
(広域連合。市町村に委託・補助)

- 健康診査のみの実施がほとんど
- 一部、重症化予防に向けた個別指導等も実施

国保と後期高齢者の保健事業の接続の必要性
(現状は、75歳で断絶)

フレイル状態に着目した疾病予防の取組の必要性
(運動、口腔、栄養、社会参加等のアプローチ)

保健事業と介護予防の一体的な実施(データ分析、事業のコーディネート等)

65歳

介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業等(市町村)

- 一般介護予防事業(住民主体の通いの場)
- 介護予防・生活支援サービス事業
訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食等)、生活予防支援事業(ケアマネジメント)

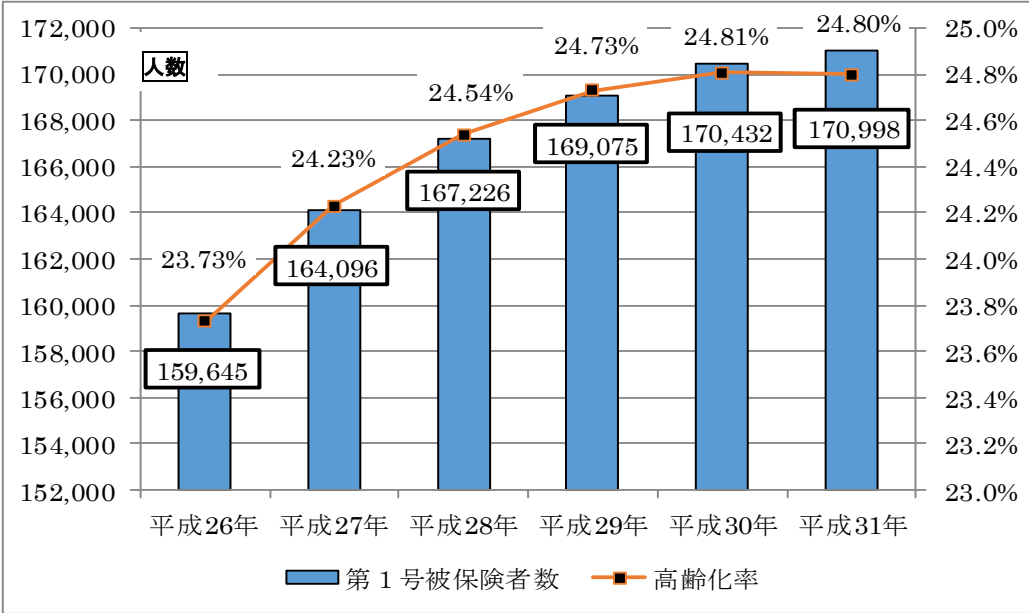
→ 保健事業との連携による支援メニューの充実の必要性

医療保険

介護保険

令和元年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和元年 1 2 月 2 6 日

件 名	平成 3 0 年度介護保険事業の実績について																				
所 管 部 課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																				
内 容	<p>平成 3 0 年度介護保険事業の実績「あだちの介護保険（平成 3 0 年度実績）」について、以下のとおり報告する。</p> <p>以下、（ ）内の数値は前年度の数値 * 詳細は、別添、報告資料 2 - 1 参照</p> <p>1 第一号被保険者及び保険料</p> <p>(1) 被保険者数 170,998 人 (170,432 人)</p> <p>(2) 現年度収納額 12,123,982,772 円 (11,275,575,833 円)</p> <p style="padding-left: 40px;">収納率 98.0% (97.6%)</p> <p>2 認定状況</p> <p>3 0 年度末要支援・要介護認定者数 35,199 人 (34,342 人)</p> <p>3 保険給付状況</p> <p>(1) 介護サービス受給者数 28,323 人 (26,972 人)</p> <p>(2) 保険給付費 51,057,227 千円 (49,332,802 千円)</p>																				
	<p>抜 粋</p> <p>【第 1 号被保険者数と高齢化率の推移】（各年 4 月 1 日現在）</p>  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>第 1 号被保険者数と高齢化率の推移 (各年 4 月 1 日現在)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>第 1 号被保険者数</th> <th>高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年</td> <td>159,645</td> <td>23.73%</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年</td> <td>164,096</td> <td>24.23%</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年</td> <td>167,226</td> <td>24.54%</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年</td> <td>169,075</td> <td>24.73%</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年</td> <td>170,432</td> <td>24.81%</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年</td> <td>170,998</td> <td>24.80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 3 1 年 4 月 1 日時点で。足立区における高齢化率は 24.80% であり、平成 2 6 年以降も毎年増加を続けていたが、平成 3 1 年は前年と比較し被保険者数は増加したが、高齢化率はほぼ横ばいになった。</p>	年度	第 1 号被保険者数	高齢化率	平成 26 年	159,645	23.73%	平成 27 年	164,096	24.23%	平成 28 年	167,226	24.54%	平成 29 年	169,075	24.73%	平成 30 年	170,432	24.81%	平成 31 年	170,998
年度	第 1 号被保険者数	高齢化率																			
平成 26 年	159,645	23.73%																			
平成 27 年	164,096	24.23%																			
平成 28 年	167,226	24.54%																			
平成 29 年	169,075	24.73%																			
平成 30 年	170,432	24.81%																			
平成 31 年	170,998	24.80%																			

令和元年度

あたちの介護保険

《平成30年度実績》



足立区

目 次

1-1	介護保険 主要項目の年度別推移	1
	●第1号被保険者数と高齢化率の推移	
	●要介護（要支援）認定者数、受給者数、受給率の推移	
	●保険給付費と介護保険料基準月額推移	
	●居宅サービス費と施設サービス費の推移	
	●第1号被保険者の介護保険料の収納状況推移	
1-2	23区と比較	4
	●各区の第1号被保険者数および高齢化率	
	●各区の要介護（要支援）認定者数、認定率の状況	
	●各区の要介護（要支援）認定者数、受給者数、受給率の状況	
2	平成30年度介護保険特別会計決算状況	6
	(1) 介護保険特別会計	(2) 一般会計(介護保険課分)
3	第1号被保険者および保険料賦課収納の状況	9
	(1) 人口と第1号被保険者数	(2) 第1号被保険者異動事由別増減者数内訳
	(3) 所得段階別第1号被保険者数	(4) 所得段階別年間保険料額
	(5) 保険料減免	(6) 軽減該当者
	(7) 徴収方法別保険料賦課収納状況	(8) 介護保険料滞納による差押え件数および金額
	(9) 境界層該当による保険料段階変更者数	(10) 保険料口座振替申込状況
4	要介護・要支援認定の状況	13
	(1) 要介護・要支援認定申請状況	(2) 要介護・要支援認定者数
	(3) 特定疾病該当の第2号被保険者数	(4) 要介護・要支援認定件数

(5) 一次判定と二次判定の相関表	(6) 要介護・要支援認定者の資格喪失者数	
(7) 認定審査会開催状況・訪問調査件数		
5 保険給付の状況		17
(1) 介護サービス受給者数の推移	(2) 介護サービス別保険給付費	
(3) 要介護度別居宅サービス利用状況	(4) 要介護度別介護予防サービス利用状況	
(5) 要介護度別地域密着型サービス利用状況	(6) 要介護度別施設サービス利用状況	
(7) 高額介護（介護予防）サービス費		
(8) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費		
(9) 利用者負担額減額状況		
6 事業者・相談・指導・審査請求・給付適正化		23
(1) 介護サービス事業所数	(2) 老人福祉施設等新規一覧	
(3) 足立区介護保険事業者連絡会	(4) 審査請求	
(5) 事業者への実地指導結果	(6) 介護保険課事業者指導係・基幹地域包括 支援センターの相談状況	
(7) 事故発生件数	(8) 介護給付適正化実施状況	
7 地域支援事業		27
(1) 介護予防事業・日常生活支援総合事業	(2) 包括的支援事業	
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分事業）	(4) 任意事業	
(5) 地域支援事業の事業規模と財源割合		
8 その他の事業		33
(1) 足立区介護従事者永年勤続褒賞事業	(2) 認知症介護実践者研修等	
(3) 広報活動等		
(参考資料)		
資料 1 平成 30 年度の組織および分掌事務		36

資料2 足立区地域保健福祉推進協議会および

介護保険・障がい福祉専門部会 37

(1)平成30年度開催状況

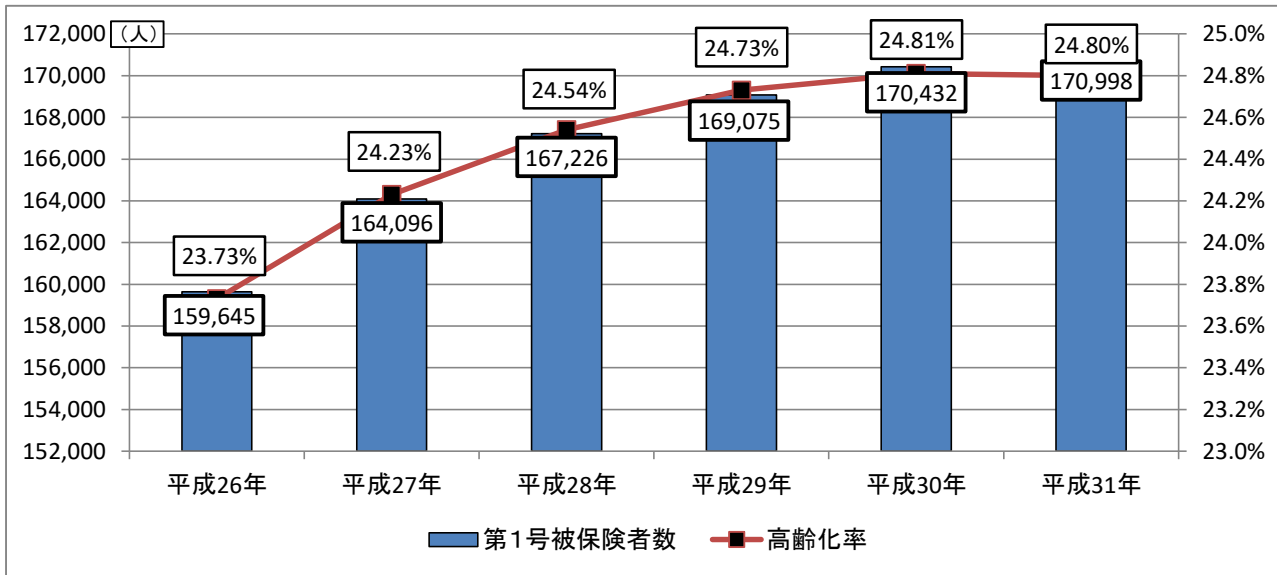
(2)委員名簿

資料3 足立区介護保険制度のあゆみ 44

1-1 介護保険 主要項目の年度別推移

●第1号被保険者数と高齢化率の推移(各年4月1日現在)

<9ページ参照>

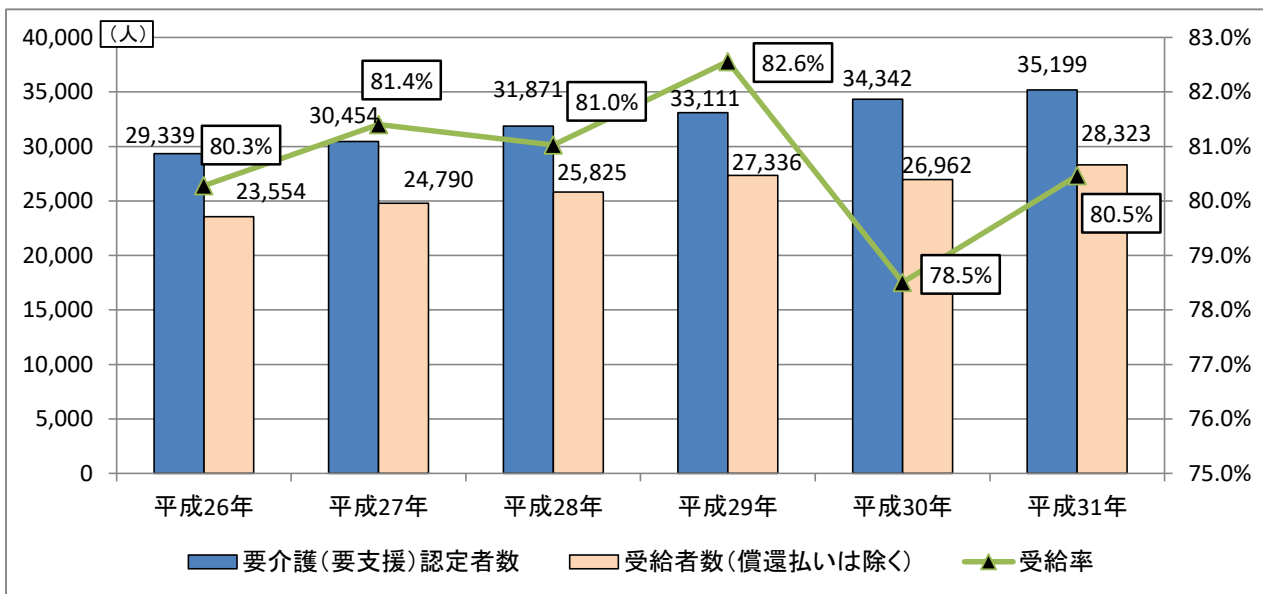


平成31年の第1号被保険者数は170,998人で、高齢化率は24.80%となっている。平成26年以降毎年、第1号被保険者数、高齢化率ともに増加し続けていたが、平成31年は前年と比較し、被保険者数は増加したが高齢化率はほぼ横ばいになった。

※高齢化率とは、足立区の総人口に占める65歳以上人口の割合。

●要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の推移(各年4月1日現在)

<13ページ参照>



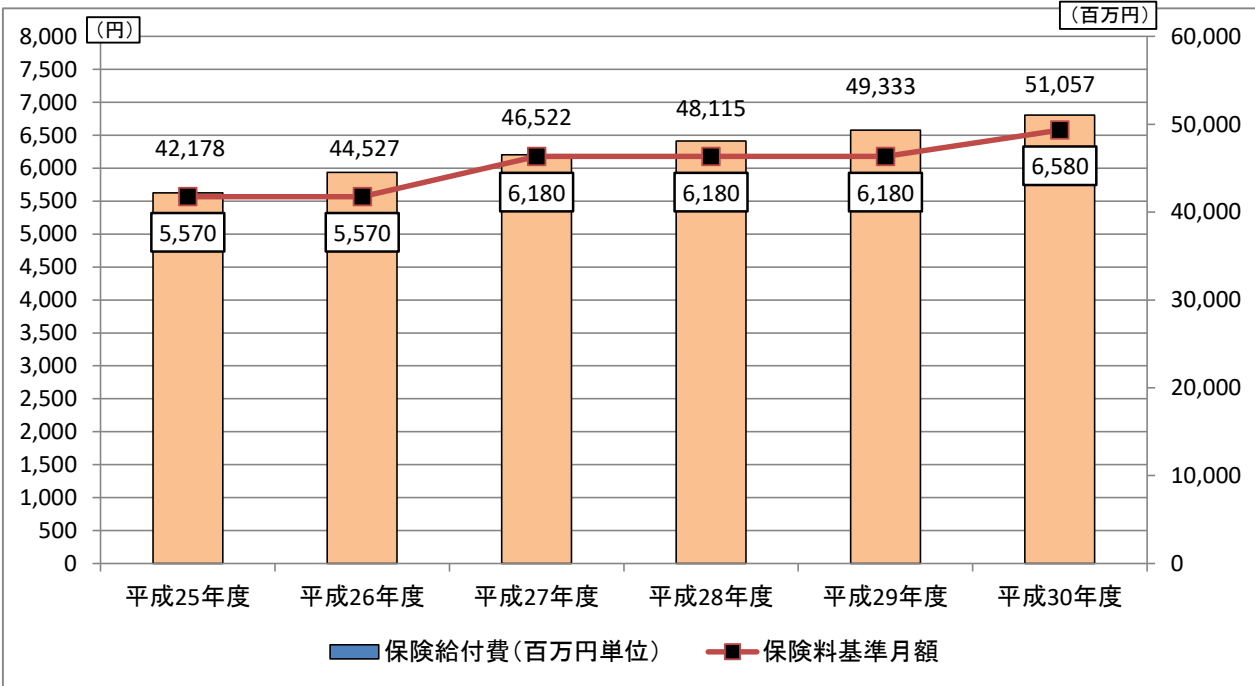
平成31年の要介護(要支援)認定者数は35,199人、そのうち介護サービス受給者数(令和元年5月報告:平成31年3月サービス分)は28,323人で、受給率80.5%となっている。平成26年以降、認定者数は増加している。受給者数及び受給率は、平成28年10月から介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行となったため一時減少したが、平成31年は増加している。

※受給率とは、足立区の要介護(要支援)認定者数に占める介護サービス受給者数の割合。

【1-1 介護保険 主要項目の年度別推移】

●保険給付費と介護保険料基準月額推移

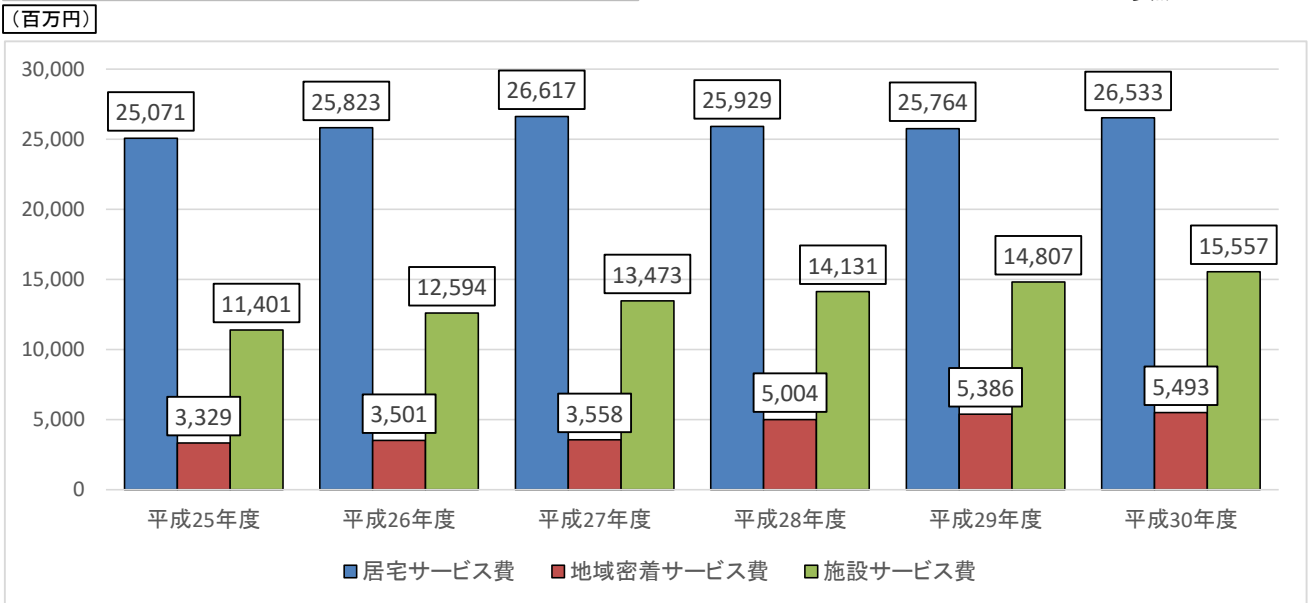
<17ページ参照>



平成30年度保険給付費は約510億円で、平成26年度の約1.15倍となっている。この間、介護保険料基準額(月額)は、平成24年度から3年間は5,570円、平成27年度から3年間は6,180円、平成30年度から6,580円となっている。

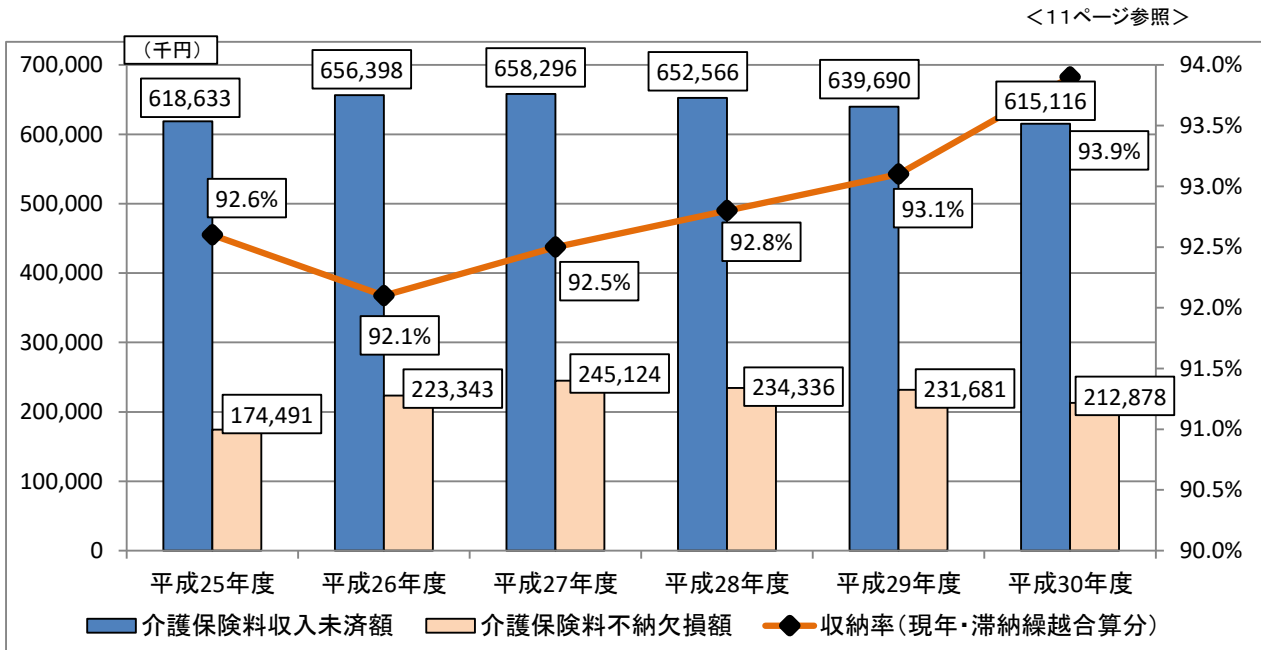
●居宅サービス費と施設サービス費の推移

<17ページ参照>



平成30年度居宅サービス費は約265億円で、平成25年度の約1.1倍となっている。また、地域密着サービス費は約55億円で、平成25年度の約1.7倍、施設サービス費は約156億円で、平成25年度の約1.4倍となっている。

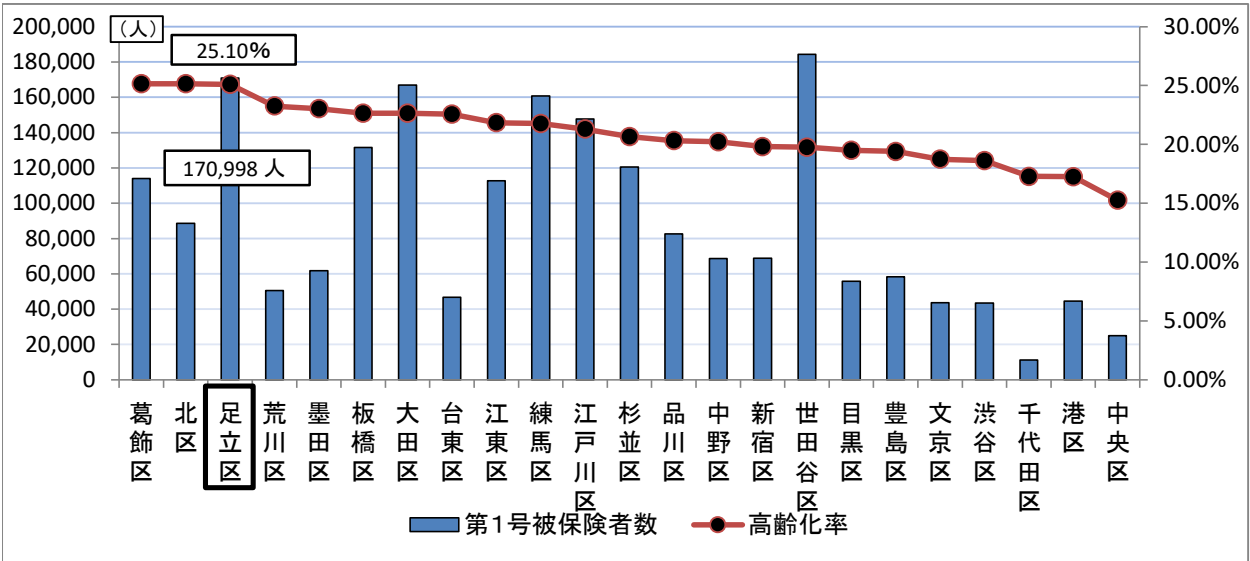
●第1号被保険者の介護保険料の収納状況推移



平成30年度介護保険料収入未済額は約6億1千5百万円、介護保険料不納欠損額は約2億1千2百万円、収納率は93.9%となっている。収納率は平成26年度までは減少したが、平成27年度以降は上昇している。

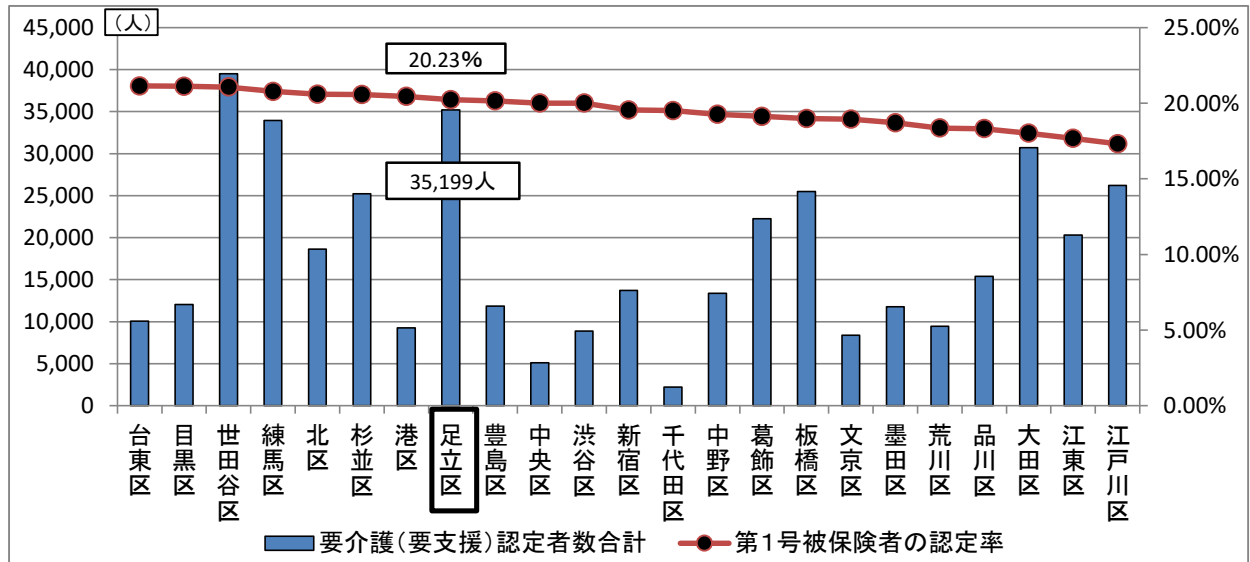
1-2 23区の比較

●各区の第1号被保険者数および高齢化率(平成31年4月1日現在)



第1号被保険者数および高齢化率の23区比較において、足立区の第1号被保険者数は170,998人で、23区中2位、高齢化率は25.10%で23区中3位となっている。

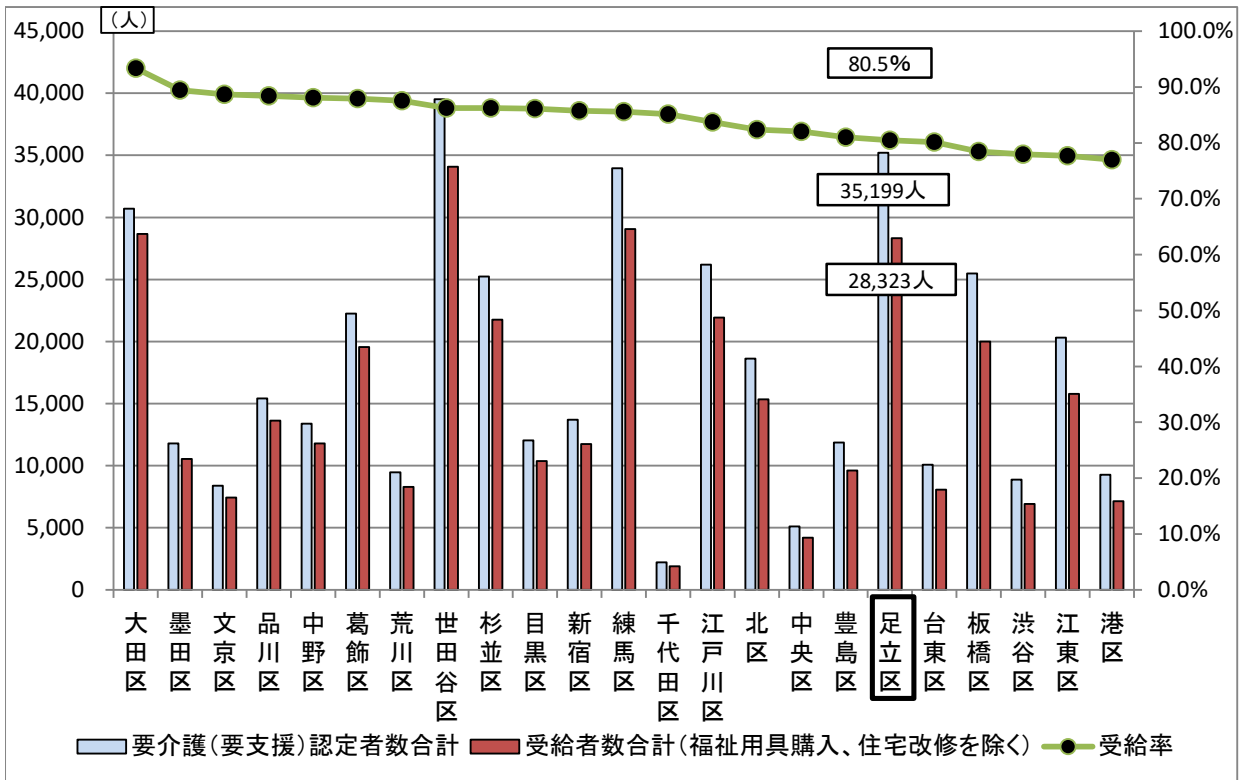
●各区の要介護(要支援)認定者数、認定率の状況(平成31年4月1日現在)



要介護(要支援)認定者数および認定率の23区比較において、足立区の認定者数は35,199人で、23区中2位、認定率は20.23%で、23区中8位となっている。

※認定率とは、第1号被保険者数に占める認定者数の割合。一般に介護予防効果を表す指標のひとつとされている。

●各区の要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の状況



※介護保険事業状況報告より

要介護(要支援)認定者数(31年4月1日現在)
受給者数(31年1月サービス分)

要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の23区比較において、足立区の認定者数は35,199人で、23区中2位、受給者数(平成31年3月報告:平成31年1月サービス分)は28,323人で23区中4位、受給率は80.5%で23区中18位となっている。

2 平成30年度介護保険特別会計決算状況

(1) 介護保険特別会計

平成30年度の介護保険特別会計の歳入総額は、約566億8千7百万円となった。

一方、歳出では、保険給付費関係が歳出全体の約91.5%を占めており、給与費、一般事務費などの総務費、給付準備基金への積立金、地域支援事業費、諸支出金を含め、歳出総額は、約557億9千7百万円となった。

【款別決算内訳】

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	構成比
歳 入	介護保険料	12,048,110	12,212,240	21.6%
	使用料及び手数料	1	1	0.0%
	国庫支出金	13,597,893	12,664,102	22.4%
	都支出金	8,093,413	7,694,218	13.6%
	支払基金交付金	14,932,875	14,092,781	24.9%
	財産収入	4,900	4,877	0.0%
	繰入金	8,683,555	8,683,555	15.3%
	繰越金	1,244,837	1,244,836	2.2%
	諸収入	17,795	90,877	0.2%
	歳入合計	58,623,379	56,687,487	100%
歳 出	総務費	1,203,108	1,138,894	2.0%
	保険給付費	53,616,793	51,057,227	91.5%
	基金積立金	658,867	658,845	1.2%
	地域支援事業費	2,488,854	2,321,606	4.2%
	諸支出金	655,757	620,911	1.1%
	歳出合計	58,623,379	55,797,483	100%
差引次年度繰越金		*****	890,004	*****

(ア) 基金の残高

①給付準備基金

平成30年度末現在残高 4,243,603,362円

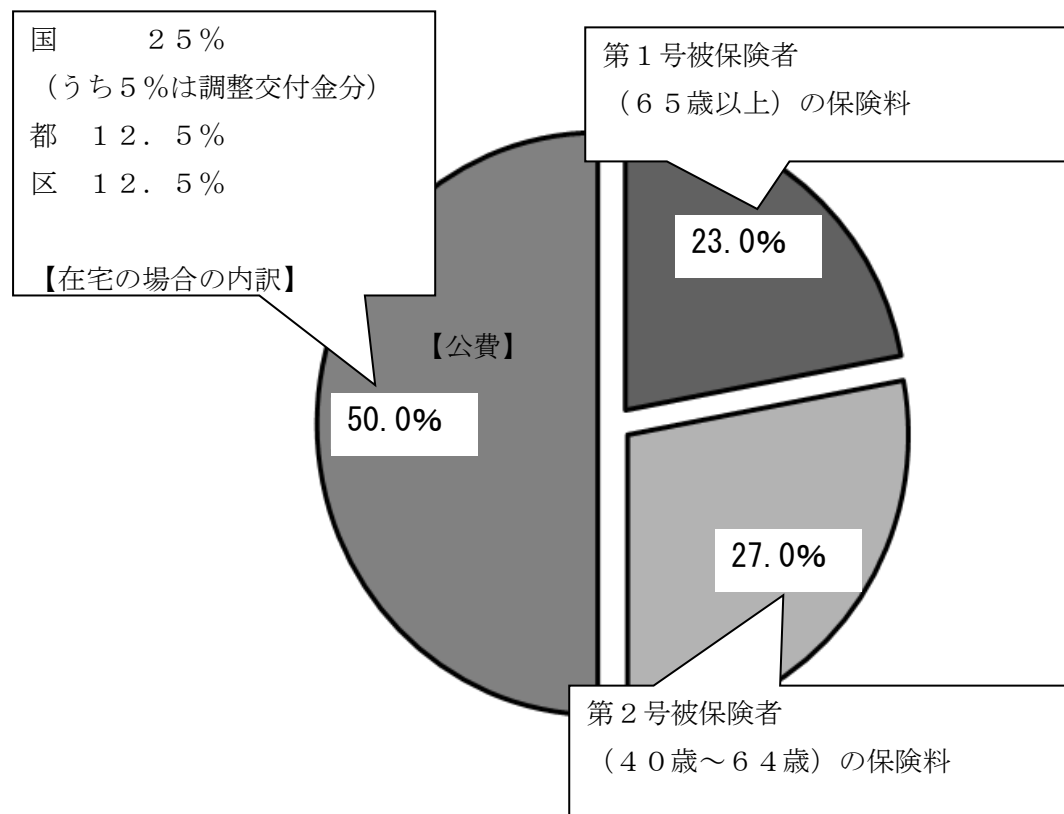
(イ) 保険給付費の財源割合 (在宅の場合)

保険給付費の財源割合は全国標準では半分が保険料、半分が公費で構成されている。ただし、国の負担分 (調整交付金分) の 5%については、全国の区市町村で調整され、平成 30 年度の足立区の財源割合は以下のとおりである。

(足立区の平成 30 年度保険給付費の財源割合)

65 歳以上の人の保険料 (22.78%) 40 歳～64 歳の人々の保険料 (27%)
 足立区の負担金 (12.5%) 東京都の負担金 (12.5%) 国の負担金 (20%)
 国の調整交付金 (5.22%)

(参考) 全国標準の保険給付費の財源割合 (在宅の場合)



【2 平成30年度介護保険特別会計決算状況】

(2) 一般会計（介護保険課分）

平成30年度の一般会計の歳入総額は、国庫支出金、都支出金、繰入金、諸収入で約5億5千9百万円となった。

歳出は、介護保険特別会計の保険給付費法定負担分(12.5%)、地域支援事業費法定負担分(介護予防事業 12.5%、包括的支援・任意事業 19.5%)、事務関係費を一般会計から繰出す繰出金が約84億1千9百万円。そして、特別養護老人ホーム等の整備助成事業や介護従事者永年勤続褒賞事業、生計困難者に対する利用者負担額軽減に対する助成などの民生費が約5億7千5百万円、歳出総額は、約89億9千万円となった。

【款別決算内訳】

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	構成比
歳入	国庫支出金	82,531	80,579	14.4%
	都支出金	74,885	71,461	12.8%
	繰入金	393,805	393,805	70.5%
	諸収入	19,137	12,916	2.3%
	歳入合計	570,358	558,761	100.0%
歳出	諸支出金	8,419,323	8,419,323	93.6%
	民生費	578,551	574,668	6.4%
	歳出合計	8,997,874	8,993,991	100.0%

3 第1号被保険者および保険料賦課収納の状況

(1) 人口と第1号被保険者数

区 分	30年度 人 数	29年度 人 数	増 減
区 人 口	689,242	686,619	2,623
第1号被保険者数	170,998	170,432	566
65～74歳	80,499	83,328	▲2,829
75歳以上	90,499	87,104	3,395
住所地特例者(再掲)	945	876	69
外国人数(再掲)	2,187	2,088	99

平成31年3月31日現在

注)「住所地特例」とは、施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる仕組みである。

(2) 第1号被保険者異動事由別増減者数内訳(平成30年度中)

増	転入	職権復活	65歳到達	適用除外 非該当	その他	計
	1,366	226	6,834	0	262	8,688
減	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他	計
	1,645	31	6,217	1	228	8,122

(3) 所得段階別第1号被保険者数

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
30年度人数	41,118	13,434	13,273	21,532	16,055	20,638	19,930
30年度割合	24.0%	7.9%	7.8%	12.6%	9.4%	12.1%	11.6%
29年度人数	41,184	13,088	12,958	22,336	15,868	20,559	18,151
29年度割合	24.2%	7.7%	7.6%	13.1%	9.3%	12.1%	10.6%

所得段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	合 計
30年度人数	11,363	5,169	3,754	1,454	1,334	847	1,097	170,998
30年度割合	6.6%	3.0%	2.2%	0.9%	0.8%	0.5%	0.6%	100%
29年度人数	12,417	5,800	3,596	1,371	1,233	824	1,047	170,432
29年度割合	7.3%	3.4%	2.1%	0.8%	0.7%	0.5%	0.5%	100%

平成31年3月31日現在

【3 第1号被保険者および保険料賦課収納状況】

(4) 所得段階別年間保険料額（平成30年度～令和2年度）

段階	対象者	月額保険料額	年間保険料額
第14段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が1,800万円以上の方	17,770円	213,240円
第13段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満の方	15,140円	181,680円
第12段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満の方	13,160円	157,920円
第11段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	11,850円	142,200円
第10段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	9,810円	117,720円
第9段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	9,550円	114,600円
第8段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	9,220円	110,640円
第7段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	7,970円	95,640円
第6段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が120万円未満の方	7,110円	85,320円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税の方（世帯に住民税課税者がいる場合）	6,580円	78,960円
第4段階	本人が住民税非課税の方（世帯に住民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	5,730円	68,760円
第3段階 A階層	本人および世帯全員が住民税非課税の方	4,940円	59,280円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	4,280円	51,360円
C階層	*基準に該当し申請により軽減	1,980円	23,760円
第2段階 A階層	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えていて120万円以下の方	4,280円	51,360円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	2,970円	35,640円
C階層	*基準に該当し申請により軽減	1,980円	23,760円
第1段階 A階層	① 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ② 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方	2,970円	35,640円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	1,980円	23,760円

*第3段階・第2段階・第1段階の軽減の基準

- ①住民税非課税世帯 ②住民税課税者に扶養されていない（税法上の扶養家族になっていない）
 ③介護保険料を滞納していない ④生活保護を受給していない
 ①～④を満たし、前年の世帯全員の収入額合計および預貯金額合計が次表の金額以下であること。

*第1段階の軽減の基準

老齢福祉年金受給者で、世帯の預貯金額合計が80万円以下であり、介護保険料を滞納していない。

→ 第1段階B階層（年間保険料23,760円）に減額。ただし、生活保護受給者は除く。

世帯の人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯		
収入額の合計（カッコ内は預貯金額合計）	150万円以下 （預貯金額350万円以下）	200万円以下 （預貯金額400万円以下）	250万円以下 （預貯金額450万円以下）	→	第3段階B階層 （年間保険料51,360円に減額）
	150万円以下 （預貯金額350万円以下）	200万円以下 （預貯金額400万円以下）	250万円以下 （預貯金額450万円以下）	→	第2段階B階層 （年間保険料35,640円に減額）
	80万円以下 （預貯金額80万円以下）	130万円以下 （預貯金額130万円以下）	180万円以下 （預貯金額180万円以下）	→	第3段階C階層 第2段階C階層 第1段階B階層 （年間保険料23,760円に減額）

世帯員が4人以上の場合、世帯員が1人増えるごとに収入額、預貯金額ともに上の表に50万円を加算した額以下であること。

（5）保険料減免

30年度減免件数	30年度減免額（円）	減免理由	29年度減免件数	29年度減免額（円）
18	741,390	失業・家屋の火災等	20	851,580

平成31年3月31日現在

（6）軽減該当者

階層	30年度該当者数	29年度該当者数	増減
第1段階B階層	361	371	▲10
第2段階B階層	204	161	43
第2段階C階層	7	12	▲5
第3段階B階層	135	118	17
第3段階C階層	0	3	▲3
	707	665	42

平成31年3月31日現在

（7）徴収方法別保険料賦課収納状況

	人数	比率	A賦課（調定）額（円）	B収納額（円）	B/A収納率	29年度収納率
特別徴収	142,732	83.5%	10,584,778,420	10,609,828,680	100.2%	100.2%
普通徴収	28,266	16.5%	1,787,679,750	1,514,154,092	84.7%	83.4%
計	170,998	100.0%	12,372,458,170	12,123,982,772	98.0%	97.6%
滞納繰越	—	—	638,853,122	88,256,786	13.8%	13.5%

注1）賦課額・収納額は令和元年5月末日（出納閉鎖時）現在

注2）収納額は還付未済額を含む

注3）滞納繰越分は普通徴収のみ

【3 第1号被保険者および保険料賦課収納状況】

(8) 介護保険料滞納による差押え件数および金額

	30年度	29年度	増減
件数	68	82	▲14
金額(円)	9,373,369	9,563,370	▲190,001

注) 差押え金額は滞納額

(9) 境界層該当による保険料段階変更者数

変更前段階	変更後段階	30年度 該当者数	29年度 該当者数
第14段階	—	0	0
第13段階	—	0	1
第12段階	—	0	0
第11段階	—	0	0
第10段階	—	0	0
第9段階	—	0	0
第8段階	—	0	1
第7段階	第1段階	2	3
第6段階	第4段階	1	0
第6段階	第1段階	3	10
第5段階	—	0	0
第4段階	第1段階	5	15
第3段階	第2段階	1	0
第3段階	第1段階	5	23
第2段階	第1段階	5	27
計		22	80

平成31年3月31日現在

注) 境界層該当とは、要保護者であって、本来適用すべき基準額(保険料額)よりも負担の低い基準額(保険料額)を適用すれば、生活保護を必要としない状態となる者について、より低い保険料額を適用することをいう。

(10) 保険料口座振替申込状況

口座振替登録者数	(30年度) 4,865	(29年度) 5,177	(増減) ▲312
口座振替利用率	(30年度) 26.6%	(29年度) 27.2%	(増減) ▲0.6%

平成31年3月31日現在

注) 生活保護受給者を除く

4 要介護・要支援認定の状況

(1) 要介護・要支援認定申請状況

平成30年度の要介護・要支援認定申請件数は34,557件あった。その主な内訳は、新規申請が8,881件(25.7%)、更新申請が21,043件(60.9%)となっている。

申請月	要介護・要支援認定申請件数				申請取下・ 取消件数	29年度 合計
	新規申請	更新申請	その他	合計		
4月	709	1,729	393	2,831	84	2,841
5月	791	1,707	367	2,865	94	2,753
6月	732	1,868	362	2,962	87	2,952
7月	730	1,730	348	2,808	82	2,845
8月	756	1,654	414	2,824	76	2,828
9月	595	1,698	343	2,636	76	2,822
10月	781	1,649	417	2,847	92	2,679
11月	740	1,513	406	2,659	94	2,558
12月	664	1,900	363	2,927	118	2,918
1月	752	1,929	403	3,084	97	3,007
2月	803	1,787	406	2,996	99	2,815
3月	828	1,879	411	3,118	97	3,125
合計	8,881	21,043	4,633	34,557	1,096	34,143
割合	25.7%	60.9%	13.4%	100.0%		

注1) 「その他」の4,633件の内訳は、転入申請および区分変更申請である。

注2) 申請取下・取消件数とは、認定申請があったもののうち取下・取消となった件数である。

(2) 要介護・要支援認定者数

平成31年3月31日現在、要介護・要支援認定を受けている人数は35,199人で、「要介護2」が最も多く20.1%を占め、次いで「要介護1」が14.3%となっている。

	第1号被保険者数		第2号	30年度	30年度	29年度	
	前期高齢者 (65~74才)	後期高齢者 (75才以上)	被保険者数 (40~64才)	合計	比率%	認定者数	比率
要支援1	733	3,797	63	4,593	13.0%	4,590	13.4%
要支援2	730	3,918	102	4,750	13.5%	4,673	13.6%
要介護1	572	4,385	74	5,031	14.3%	5,037	14.7%
要介護2	980	5,907	187	7,074	20.1%	6,801	19.8%
要介護3	621	4,237	137	4,995	14.2%	4,754	13.8%
要介護4	538	4,040	108	4,686	13.3%	4,547	13.2%
要介護5	508	3,451	111	4,070	11.6%	3,940	11.5%
合計	4,682	29,735	782	35,199		34,342	
割合	13.3%	84.5%	2.2%		100%		100%

平成31年3月31日現在

【4 要介護・要支援認定の状況】

(3) 特定疾病該当の第2号被保険者数

第2号被保険者は特定疾病（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定められた16の疾病・疾患群）により要介護・要支援状態となった場合に限り、要介護・要支援認定者として認定される。平成31年3月31日までに申請があつて認定された第2号被保険者の人数は844人であつた。認定に至った特定疾病では、脳血管疾患によるものが最も多く、全体の60.0%を占めている。

特定疾病名	人数	30年度比率	29年度比率	特定疾病	人数	30年度比率	29年度比率
脳血管疾患	506	60.0%	58.6%	脊柱管狭窄症	18	2.1%	3.0%
関節リウマチ	24	2.8%	2.9%	閉塞性動脈硬化症	2	0.2%	0.6%
初老期における認知症	56	6.6%	7.2%	後縦靭帯骨化症	23	2.7%	2.2%
糖尿病性神経障害等	50	5.9%	7.0%	慢性閉塞性肺疾患	3	0.4%	0.2%
両側膝関節変形症	28	3.3%	3.7%	筋萎縮性側索硬化症	12	1.4%	1.1%
パーキンソン病関連疾患	29	3.4%	3.3%	多系統萎縮症	12	1.4%	1.0%
脊髄小脳変性症	27	3.2%	2.5%	早老症	1	0.1%	0.2%
骨折を伴う骨粗鬆症	8	0.9%	1.4%	末期がん	45	5.3%	5.1%
合 計					844	100%	100%

(4) 要介護・要支援認定件数

認定月	認 定								非該当	30年度合計	29年度合計	増減
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計				
4月	439	471	410	485	319	362	332	2,818	68	2,886	2,928	▲42
5月	427	430	404	465	315	319	323	2,683	62	2,745	2,443	302
6月	513	522	455	482	313	349	356	2,990	82	3,072	3,026	46
7月	468	478	425	494	314	333	328	2,840	72	2,912	2,686	226
8月	477	449	437	493	364	325	343	2,888	77	2,965	3,078	▲113
9月	452	421	379	411	322	305	299	2,589	65	2,654	2,901	▲247
10月	388	416	378	432	320	305	285	2,524	42	2,566	2,813	▲247
11月	465	452	419	497	335	319	345	2,832	67	2,899	2,469	430
12月	390	433	374	401	257	277	307	2,439	54	2,493	2,403	90
1月	314	338	287	373	313	258	273	2,156	32	2,188	2,166	22
2月	368	453	349	490	339	386	363	2,748	52	2,800	2,832	▲32
3月	460	459	406	511	379	387	382	2,984	64	3,048	2,933	115
合計	5,161	5,322	4,723	5,534	3,890	3,925	3,936	32,491	737	33,228	32,678	550
割合	15.5%	16.0%	14.2%	16.7%	11.7%	11.8%	11.8%	97.8%	2.2%	100%		

注) 介護認定審査会を経ない認定分（転入前区市町村で認定されていた転入者、生活保護からの引継ぎ）を含む。

(5) 一次判定と二次判定の相関表

要介護・要支援認定は、認定調査結果と主治医意見書の一部を使ってコンピュータによる判定（一次判定）を最初に行う。次にその一次判定結果を基に、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容等をふまえて、介護認定審査会（合議体）が総合的に判断（二次判定）する。平成30年度の認定審査では、一次判定と二次判定の結果が同じものが80.5%であった。また一次判定と二次判定の結果が異なったもののうち、二次判定が一次判定より重くなったものが15.9%、二次判定が一次判定より軽くなったものは3.6%であった。

		二次判定（認定要介護状態区分）							合計	比率	
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4			要介護5
一 次 判 定	非該当	729	779	11	42	1			1,562	4.7%	
	要支援1	8	4,343	245	389	3			4,988	15.2%	
	要支援2		10	3,896	798	63			4,767	14.5%	
	要介護1			1,126	3,422	869	17		5,434	16.5%	
	要介護2			5	7	4,533	734	9	5,288	16.1%	
	要介護3					1	3,080	714	8	3,803	11.6%
	要介護4						9	3,136	553	3,698	11.2%
	要介護5						1	29	3,343	3,373	10.2%
合計		737	5,132	5,283	4,658	5,470	3,841	3,888	3,904		
割合		2.2%	15.6%	16.1%	14.2%	16.6%	11.7%	11.8%	11.9%	100%	

注) 転入前区市町村で認定されていた転入者、生活保護からの引継ぎ、特定疾病に該当しないため却下となった件数は含まない。

		件数	30年度比率	29年度比率
二次判定が	一次判定より重い	5,235	15.9%	15.8%
	一次判定と同じ	26,482	80.5%	80.6%
	一次判定より軽い	1,196	3.6%	3.6%
合計		32,913	100%	100%

(6) 要介護・要支援認定者の資格喪失者数

要介護・要支援認定を受けている者が、その認定有効期間内に足立区の被保険者としての資格を喪失した事由は、死亡による場合が最も多く92.1%を占めている。

	転出	死亡	その他	30年度合計	29年度合計	増減
件数	346	5,080	91	5,517	5,494	23
割合	6.3%	92.1%	1.6%	100%		

注) 表中の「その他」は、医療保険脱退、住所地特例適用解除、介護保険適用除外施設入所、出国、職権による喪失である。ただし、職権による喪失のうち、病状悪化等により更新申請を取り消し、変更申請に切替えたものを除く。

(7) 認定審査会開催状況・訪問調査件数

医療・保健・福祉の学識経験者5人程度で構成される合議体で、要介護・要支援認定の審査・判定が行われている。平成29年度に委嘱された任期2年の審査委員で34の合議体を構成し、認定審査会（合議体）を合計755回開催した。

① 認定審査会委員数（分野別）

平成31年3月31日現在

分野 / 職種	人数
◇ 医療	40
医師	18
歯科医師	10
薬剤師	12
◇ 保健	49
看護師・准看護師	20
保健師	4
理学療養士	12
作業療法士	6
栄養士	1
柔道整復師	6
◇ 福祉	84
社会福祉士	27
精神保健福祉士	2
介護福祉士	38
介護支援専門員	9
生活相談員	4
社会福祉団体関係者	4
合 計	173

② 認定審査会（合議体）実績

平成30年度

開催月	開催数	判定件数	平均件数	29年度	
				開催数	平均件数
4月	64	2,854	45	66	44
5月	59	2,718	46	55	44
6月	64	3,048	48	68	44
7月	64	2,891	45	60	44
8月	68	2,940	43	68	45
9月	62	2,637	43	64	45
10月	64	2,539	40	64	43
11月	66	2,868	43	61	40
12月	60	2,464	41	62	38
1月	54	2,156	40	50	43
2月	66	2,959	45	66	44
3月	64	2,839	44	62	45
合 計	755	32,913	44	746	43

注) 生活保護（介護扶助）分 313件は除く

	30年度	29年度	増減
③訪問調査件数	33,682	33,152	530

5 保険給付の状況

(1) 介護サービス受給者数の推移

各月末／受給者数	受給者数	受給者数			認定者数	認定者に対する受給率
		居 宅	地域密着	施 設		
30年3月（1月サービス分）	26,972	18,942	3,587	4,443	34,342	78.5%
30年6月（4月サービス分）	27,066	18,989	3,655	4,422	34,808	77.8%
30年9月（7月サービス分）	27,815	19,526	3,770	4,519	35,180	79.1%
30年12月（10月サービス分）	28,200	19,772	3,878	4,550	35,405	79.6%
31年3月（1月サービス分）	28,323	19,877	3,807	4,639	35,199	80.5%

※31年3月末の「受給者数」（1月サービス分）28,323人は、30年3月末より1,351人、5.0%増加した。

※居宅受給者数には、償還払（福祉用具購入、住宅改修）のみの受給者は含まない。

(2) 介護サービス別保険給付費

(千円)

サービス名／年度		25	26	27	28	29	30
居 宅	訪問介護	6,507,583	6,502,323	6,597,171	6,590,067	6,312,348	6,258,351
	訪問入浴	513,489	494,685	481,945	465,088	453,970	449,065
	訪問看護	753,223	837,213	934,753	1,082,839	1,235,603	1,429,936
	訪問リハビリ	265,219	257,880	271,369	270,007	260,347	251,420
	通所介護	6,140,357	6,634,529	6,843,166	5,667,292	5,288,281	5,406,099
	通所リハビリ	1,856,307	1,899,139	1,983,708	1,987,400	2,048,283	1,973,193
	福祉用具貸与	1,439,123	1,500,545	1,581,791	1,670,450	1,753,664	1,813,517
	短期入所生活介護	1,256,930	1,265,266	1,357,098	1,468,240	1,637,255	1,676,025
	短期入所療養介護（老健）	166,133	171,059	181,571	155,116	142,878	133,892
	短期入所療養介護（療養型）	29,451	27,685	25,414	27,870	30,057	27,903
	居宅療養管理指導	662,818	681,287	714,931	750,851	806,570	873,338
	認知症対応型共同生活介護	1,809,723	1,849,590	1,851,734	1,833,879	1,891,877	1,907,767
	特定施設入居者生活介護	2,672,055	2,625,650	2,565,913	2,641,965	2,926,381	3,262,491
	地域密着型特定施設	-	-	-	-	-	-
	居宅介護支援	2,550,475	2,666,452	2,817,500	2,910,048	2,868,608	2,978,127
	夜間対応型訪問介護	16,601	18,714	20,203	20,075	21,218	22,764
	認知症対応型通所介護	834,040	817,320	783,193	783,182	834,221	862,227
小規模多機能型居宅介護	444,401	549,500	618,819	571,751	607,454	586,974	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	112,100	124,774	110,920	91,461	104,178	107,983	
看護小規模多機能型居宅介護	112,258	135,790	168,589	204,127	219,523	260,941	
地域密着型通所介護	-	-	-	1,495,649	1,703,848	1,743,787	
地域密着型介護老人福祉施設	-	5,748	4,396	3,384	3,299	338	
小 計	28,142,286	29,065,149	29,914,184	30,690,741	31,149,863	32,026,138	
施 設	特別養護老人ホーム	6,234,504	7,375,256	8,084,584	8,422,611	8,961,904	9,435,251
	老人保健施設	4,030,301	4,174,853	4,394,356	4,749,389	5,026,781	5,436,827
	療養型医療施設	1,135,815	1,043,692	993,681	959,090	818,466	664,027
	介護医療院	-	-	-	-	-	21,203
	小 計	11,400,620	12,593,801	13,472,621	14,131,090	14,807,151	15,557,308
償 還 払	福祉用具購入	78,637	71,879	73,083	70,276	70,963	66,580
	住宅改修	179,255	186,779	187,488	171,771	179,130	173,730
	小 計	257,892	258,658	260,571	242,047	250,093	240,310
高額介護サービス費（公費）	244,418	256,228	282,594	295,639	310,259	317,418	
高額介護サービス費（区支払分）	667,109	713,668	790,394	958,399	1,003,978	1,066,495	
高額医療合算介護サービス費	117,073	131,010	140,079	142,383	173,298	171,612	
特定入所者介護サービス費	1,291,224	1,462,850	1,612,894	1,603,467	1,588,315	1,626,438	
審査支払手数料	57,555	46,039	49,597	51,450	49,845	51,508	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	
中 計	42,178,177	44,527,403	46,522,934	48,115,216	49,332,802	51,057,227	
地域支援事業	833,298	871,243	1,008,657	1,131,381	2,136,115	2,321,607	
総 計	43,011,475	45,398,646	47,531,591	49,246,597	51,468,917	53,378,834	

(3) 要介護度別居宅サービス利用状況

訪問介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	18,443	30,839	18,176	13,496	11,068	92,022
訪問入浴介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	87	493	792	1,915	4,054	7,341
訪問看護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	4,181	8,911	6,388	5,759	6,426	31,665
訪問リハビリ	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	588	1,928	1,374	1,296	1,189	6,375
通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	17,478	25,832	14,633	8,976	4,989	71,908
通所リハビリ	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	3,888	9,269	5,845	4,261	1,947	25,210
福祉用具貸与	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	12,588	41,824	27,032	21,572	15,682	118,698

※福祉用具貸与品目別件数

品目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
車いす	2,263	14,609	14,392	14,595	11,680	57,539
車いす付属品	419	3,741	4,163	4,967	5,791	19,081
特殊寝台	1,681	24,058	17,957	16,065	12,875	72,636
特殊寝台付属品	5,235	71,195	56,303	51,767	40,527	225,027
床ずれ防止用具	126	1,345	2,050	3,744	7,579	14,844
体位変換器	2	98	85	480	1,915	2,580
手すり	14,858	39,785	30,032	20,534	7,098	112,307
スロープ	467	2,213	2,202	3,461	3,263	11,606
歩行器	4,469	11,358	6,841	4,342	1,158	28,168
歩行補助つえ	1,025	3,434	2,166	1,433	458	8,516
認知症老人徘徊感知機器	18	34	124	241	133	550
移動用リフト	149	821	898	790	771	3,429
自動排泄処理装置	0	0	5	33	9	47

短期入所生活介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1,283	3,022	5,023	4,539	3,044	16,911
短期入所療養介護(老健)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	104	200	425	341	345	1,415
居宅療養管理指導	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	7,736	15,733	15,078	15,634	15,530	69,711
特定施設入居者生活介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1	24	28	10	11	74
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1,979	3,042	2,974	4,155	3,602	15,752
福祉用具販売	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額(円)	6,511,132	14,484,611	11,192,259	11,409,529	7,017,019	50,614,550
住宅改修	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額(円)	22,161,948	31,943,379	20,968,425	18,927,746	7,663,857	101,665,355
居宅介護支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額(円)	573,593,687	916,924,645	636,121,479	441,529,972	296,003,199	2,864,172,982

(4) 要介護度別介護予防サービス利用状況

介護予防訪問介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	8	8	16
介護予防訪問入浴	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	10	2	12
介護予防訪問看護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	898	2,181	3,079
介護予防訪問リハ	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	125	523	648
介護予防通所介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1	2	3
介護予防通所リハ	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1,377	3,164	4,541
介護予防福祉用具貸与	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	4,493	12,390	16,883
介護予防短期入所生活介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	49	114	163
介護予防短期入所療養介護(老健)	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	0	13	13
介護予防居宅療養管理指導	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1,542	2,431	3,973
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	776	516	1,292
介護予防福祉用具販売	要支援1	要支援2	計
費用額(円)	4,534,680	7,692,553	12,227,233
介護予防住宅改修	要支援1	要支援2	計
費用額(円)	31,029,366	29,201,999	60,231,365
介護予防支援	要支援1	要支援2	計
費用額(円)	33,411,362	80,542,674	113,954,036

【5 保険給付の状況】

(5) 要介護度別地域密着型サービス利用状況

看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	3	3
看護小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	88	193	221	150	250	902
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	110	148	85	128	110	581
夜間対応型訪問介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	22	125	169	227	227	770
認知症対応型通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	885	1,372	1,970	1,695	1,275	7,197
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	1	0	0	1	2
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	419	590	652	558	325	2,544
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	637	1,608	2,128	1,590	1,187	7,150
地域密着型通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	7,378	10,243	4,794	3,275	1,554	27,244
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	2	2
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1	要支援2	計			
延べ利用者数(人)	26	25	51			
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1	要支援2	計			
延べ利用者数(人)	76	108	184			
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	要支援1	要支援2	計			
延べ利用者数(人)		14	14			

(6) 要介護度別施設サービス利用状況

介護福祉施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	174	768	7,349	13,862	12,310	34,463
介護老人保健施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1,263	2,634	4,706	5,752	4,326	18,681
介護療養施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	9	23	110	384	1,208	1,734

(7) 高額介護（介護予防）サービス費

要支援・要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の基準額を超えたとき、超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給される。

また、同一世帯に複数の要介護者等がいるときには、世帯全体の負担額が基準を超えた場合にも支給される。

この場合の利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割又は2割負担相当額をいい、福祉用具購入費、住宅改修費の1割又は2割負担や、施設での食費、居住費およびその他の日常生活費等についての利用料は対象外である。

※5段階は4段階に集約している（国の集計方法が平成30年度より変更となったため）。

ア) 利用者負担第5段階

	世帯合算	その他	30年度合計	29年度合計	増減
件数				1,829	-1,829
給付費(円)				26,789,366	-26,789,366

イ) 利用者負担第4段階

	世帯合算	その他	30年度合計	29年度合計	増減
件数	5,307	8,640	13,947	13,638	309
給付費(円)	67,420,208	168,421,151	235,841,359	188,546,422	47,294,937

ウ) 利用者負担第3段階

	世帯合算	その他	30年度合計	29年度合計	増減
件数	2,644	18,151	20,795	18,911	1,884
給付費(円)	24,774,883	141,126,244	165,901,127	149,874,596	16,026,531

エ) 利用者負担第2段階

	世帯合算	その他	30年度合計	29年度合計	増減
件数	2,848	43,615	46,463	45,389	1,074
給付費(円)	36,133,657	615,205,766	651,339,423	624,395,526	26,943,897

オ) 利用者負担第1段階

	世帯合算	その他	30年度合計	29年度合計	増減
件数	41	26,590	26,631	27,196	-565
給付費(円)	770,304	330,060,454	330,830,758	324,625,448	6,205,310

カ) 合計

	世帯合算	その他	30年度合計	28年度合計	増減
件数	10,840	96,996	107,836	104,010	3,826
給付費(円)	129,099,052	1,254,813,615	1,383,912,667	1,254,081,209	129,831,458

(8) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担が、一定の基準額を500円以上超えたとき、超えた分が申請により高額医療合算介護サービス費として支給される。ただし、同じ世帯でもそれぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できない。

		30年度	29年度	増減
ア) 現役並み所得者 (上位所得者)	件数	355	352	3
	給付費(円)	24,980,239	26,247,587	▲ 1,267,348
イ) 一般	件数	452	446	6
	給付費(円)	11,935,227	12,849,050	▲ 913,823
ウ) 低所得者Ⅱ	件数	1,476	1,457	19
	給付費(円)	47,469,766	47,212,782	256,984
エ) 低所得者Ⅰ	件数	2,743	2,693	50
	給付費(円)	87,226,851	86,988,507	238,344
オ) 合計	件数	5,026	4,948	78
	給付費(円)	171,612,083	173,297,926	▲ 1,685,843

(9) 利用者負担額減額状況

ア) 特定入所者介護サービス費支給件数 (30年度末現在)

低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合および低所得の要支援者が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について、補足給付として特定入所者介護（予防）サービス費が支給される。施設等に直接支払われる現物給付であり、対象者から徴収される食費・居住費は負担限度額までとなる。

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	療養型医療施設	短期入所介護	合計件数
第3段階（第2段階以外の住民税世帯非課税者）	696	293	18	1,086	2,093
第2段階（住民税世帯非課税者で下記の場合）※	356	130	13	560	1,059
第1段階（高齢福祉年金受給者・生保受給者）	141	325	18	952	1,436
計	1,193	748	49	2,598	4,588

※第2段階は住民税非課税世帯で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下

イ) 生計困難者に対する利用料助成事業(都制度)

- ①社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度
目的：低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。
- ②介護保険サービス提供者による生計困難者に対する利用者負担軽減制度
目的：国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度」事業の対象サービスを拡大し、軽減主体についても、全ての事業者に拡大することにより、より公平で利用しやすいものとする。

	軽減者数	助成延べ件数	助成額(円)
30年度	191	1,427	8,092,640
29年度	193	1,342	6,711,659
28年度	184	1,260	5,294,386
27年度	126	1,186	4,686,052

6 事業者・相談・指導・審査請求・給付適正化

(1) 介護サービス事業所数（平成31年3月31日現在）

サービス種類		30年度 事業所数	29年度 事業所数	増減
居	訪問介護	206	210	▲ 4
	訪問入浴介護	12	12	0
	訪問看護	60	58	2
	訪問リハビリテーション	7	7	0
	通所介護（地域密着型通所介護を除く）	97	87	10
	通所リハビリテーション	26	26	0
	福祉用具貸与	41	45	▲ 4
	短期入所生活介護	35	33	2
	短期入所療養介護	15	15	0
宅	特定施設入居者生活介護	26	26	0
	特定福祉用具販売	40	39	1
	居宅介護支援	227	242	▲ 15
	認知症対応型共同生活介護	36	34	2
地域 密着 型	夜間対応型訪問介護	1	2	▲ 1
	認知症対応型通所介護	24	27	▲ 3
	小規模多機能型居宅介護	13	13	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	4	0
	看護小規模多機能型居宅介護	4	3	1
	地域密着型通所介護	91	92	▲ 1
施 設	介護老人福祉施設	26	24	2
	介護老人保健施設	14	14	0
	介護療養型医療施設	3	3	0

(2) 老人福祉施設等新規一覧（平成31年3月31日現在）

指定日	事業所名	所在地	事業種別
4/1	ミモザ足立六木	六木4-8-25	認知症高齢者グループホーム
9/1	グループホーム すずめのお宿・西伊興	西伊興4-7-21	認知症高齢者グループホーム
2/1	レスパイト千住	千住桜木2-11-8	特別養護老人ホーム
3/1	ケアホーム花畑	花畑8-7-6	特別養護老人ホーム

(3) 足立区介護保険事業者連絡会

区内および区内を営業エリアとする指定事業者との連絡調整を行っている。

事務局：足立区介護保険課

30年度開催状況

開催日	開催内容
3月26日	働き方改革関連法について ・ADL維持加算について ・区が求める主任介護支援専門員の人材について

(4) 審査請求

30年度に東京都介護保険審査会へ審査請求した件数

種別	30年度受理件数 (うち取下げ件数)	29年度受理件数 (うち取下げ件数)
保険給付に関する処分（要介護・要支援認定に関する処分等を含む）	0件（0件）	0件（0件）
保険料その他徴収金に関する処分	0件（0件）	0件（0件）

(5) 事業者への実地指導結果

種 別	実施数	改善指摘有	うち返還有	改善指摘無	29年度実施数
訪問介護（予防含む）	4	4	3	0	7
居宅介護支援	93	78	52	15	123
通所介護（予防含む）	69	22	5	47	7
地域密着型通所介護	25	21	7	4	15
通所リハビリ（予防含む）	10	0	0	10	10
短期入所生活介護（予防含む）	2	0	0	2	0
短期入所療養介護（予防含む）	10	0	0	10	10
介護老人保健施設	5	5	3	0	5
介護老人福祉施設	1	1	1	0	0
特定施設入居者生活介護（予防含む）	4	1	0	3	0
認知症対応型共同生活介護（予防含む）	8	6	3	2	22
認知症対応型通所介護（予防含む）	6	4	0	2	19
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	2
小規模多機能型居宅介護支援（予防含む）	0	0	0	0	6
複合型サービス	0	0	0	0	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	2
合 計	237	142	74	95	230

※30年度中に実地指導をした事業所の算定済自主返還額合計は、74事業所、79,028,801円(R1.6.12現在)

(6) 介護保険課事業者指導係・基幹地域包括支援センターの相談状況

新規相談件数	介護保険課	302	30年度合計	29年度合計	増減
	基幹地域包括支援センター	382	684	736	▲ 52
(再掲) 苦情相談件数	介護保険課	0	30年度合計	29年度合計	増減
	基幹地域包括支援センター	5	5	17	▲ 12

※基幹地域包括支援センターの件数は、高齢者相談のみ

※同一案件で両方に相談があったものは、基幹地域包括支援センターの件数として計上

(7) 事故発生件数

	平成30年度	平成29年度	増減
件数	763	660	103

※数字は、提出された事故報告書からの集計結果

(8) 介護給付適正化実施状況

項目	実施状況
要介護認定の適正化	認定訪問調査の状況 区職員等・事務受託法人・民間事業所の組み合わせにより実施 ・区職員等の実施率 2% ・委託調査に対する区職員等の事後点検実施率 100%
ケアプランの点検	(1)実施件数(対象サービス計画数) 505件 (2)実施方法 事業所を訪問して提示を求める。 (3)点検の視点 ①自立支援に資するプランになっているか ②サービス種類数 ③同一法人の計画状況 ④サービス回数や時間の妥当性 ⑤生活援助の算定条件等、算定条件とサービス内容の適合性 など (4)点検担当者の資格別人数 介護支援専門員9名 (5)ケアプランの点検による過誤申立件数および金額 0件 0円
住宅改修	(1)施工前の訪問調査の実施率 0.1% (2)施工後の現地確認の実施率 0.1% (3)事前審査の視点 ①利用者の状態から見た必要性 ②利用者宅の環境から見た 必要性 ③金額の妥当性など (4)住宅改修に関する過誤申立件数および金額 0件 0円
福祉用具	福祉用具購入・貸与に関する調査(福祉用具の利用の適正や同種 目用具購入の必要性を確認する場合に実施) (1)調査件数 1件 (2)福祉用具購入・貸与に関する過誤申立件数および金額 0件 0円
介護給付費通知	(1)発送回数 2回/年 (2)実施月数 2月分 (3)実施方法 区で通知書を作成・発送 (4)作成対象 居宅サービス、施設サービス、福祉用具貸与価 格に関する項目 (5)介護給付費通知による過誤申立件数および金額 0件 0円
医療情報との突合	医療情報との突合(国保連への業務委託および職員により実施) (1)突合した月数 12月分 (2)過誤申立件数および金額 0件 0円
縦覧点検	縦覧点検(国保連への業務委託により実施) (1)点検月数 12月分(給付実績で整合性の確認が出来るもの について実施) (2)縦覧点検費通知による過誤申立件数および金額 0件 0円

7 地域支援事業

地域支援事業は65歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施する。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」に大別され、その財源は保険給付費と同じく公費および保険料でまかなわれている。

(1) 介護予防事業・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の高齢者が要支援状態・要介護状態になることを予防し、要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための事業である。心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅において活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。

訪問型・通所型サービス事業		サービス利用者数	実績額（円）
訪問型サービス （第1号訪問事業）	要支援者等に対して、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	2,719	409,404,823
通所型サービス （第1号通所事業）	要支援者等に対して、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供	3,519	685,713,204

事業名	事業内容	参加人数	実施回数	実績額（円）
介護予防把握事業				
介護予防事業の対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に調査票「介護予防チェックリスト」による調査を行い、調査結果から介護予防事業の対象者を把握して介護予防事業への参加を促す。 また、調査結果を分析し、介護予防事業の計画に反映させる。	—	—	187,722,295
介護予防普及啓発事業				
はじめてのらくらく教室	事業対象者に対し、介護予防運動指導員等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動機能強化、口腔ケア、栄養指導、認知症ケアなど総合メニューの事業を実施することにより要介護・要支援状態になることを防止し、高齢者福祉の増進をはかった。 また、個別の計画を作成し、有酸素運動、ストレッチ、器具を用いた運動等を実施し、運動機能を向上させるための支援や口腔ケアや栄養指導を行った。	4,494 (延人数)	396	12,553,639
包括らくらく教室	はじめてのらくらく教室を修了した人に対して、各地域包括支援センターが、月2回（年間24回）程度を目途に、引き続き運動器機能強化、口腔ケア、栄養指導、認知症ケアなど総合的なメニューによる介護予防事業を実施した。	7,444 (延人数)	599	23,680,000
介護予防教室	介護予防教室（地域包括支援センター実施）： 介護予防に関する知識の普及・啓発のための教室を開催。認知症予防、転倒予防、口腔ケア、栄養改善、高齢者の健康づくりなどで、予防を主眼としたものが対象となる。	19,076 (延人数)	832	1,924,000

【7 地域支援事業】

事業名	事業内容	参加人数	実施回数	実績額（円）
介護予防普及啓発事業				
はつらつ教室	運動器の機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し、理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動器の機能向上に係る個別の計画を作成し、有酸素運動、ストレッチ、器具を用いた運動等を実施し、運動器の機能を向上させるための支援を行った。	8,417 (延人数)	421	9,175,293
ふれあい湯遊う	虚弱で閉じこもりがちな高齢者を対象に開放的で、かつ他の人とのコミュニケーションを取りやすい銭湯で健康相談や介護予防運動（健康体操やフラダンス）等を実施する。	5,393 (延人数)	448	32,704,000
その他	介護予防に役立つ体操などを普及啓発するために毎朝ケーブルテレビで放映。	—	—	6,091,200
地域介護予防活動支援事業				
元気応援ポイント事業	ボランティア登録をした高齢者が元気応援ポイント事業受入施設等で指定されたボランティア活動を行い、当該高齢者に対し活動実績に応じて事業活動交付金を交付する。 年間3,000ポイント以上の活動実績があり、交付決定を5年間継続して受けるごとに、褒状と記念品を交付。 ※1スタンプ=100ポイント(100円相当) 年間5,000ポイント(5,000円)が上限。	2,591	379 (受入施設数)	6,494,359

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業では、総合相談支援事業・権利擁護事業・介護予防ケアマネジメント事業・包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施する。

(実績額 737,834,209円)

地域包括支援センター

在宅の要援護高齢者やその家族等に対し総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関、サービス実施機関との連絡調整等を行っている。

地域包括支援センター一覧

名称	所在地	主な担当地域
基幹	梅島 2-1-20	梅島、中央本町1、島根
あだち	足立 4-13-22	足立、中央本町2、梅田1
伊興	伊興 3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、西竹の塚
入谷	入谷 9-15-18	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
扇	扇 1-52-23	扇、興野、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町
江北	江北 3-14-1	江北、堀之内
さの	佐野 2-30-12	加平、北加平町、神明、神明南、辰沼、六木、佐野、大谷田2~5
鹿浜	皿沼 2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
新田	新田 3-4-10	新田、宮城、小台
関原	関原 2-10-10	梅田2~8
千住西	千住中居町 10-10	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、千住中居町、千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町
千寿の郷	柳原 1-25-15	柳原、千住関屋町、千住曙町、千住東1
千住本町	千住 3-7-101	千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町
中央本町	中央本町 4-14-20	中央本町3~5、青井1・3~6、西加平
東和	東和 4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和1・3
中川	中川 4-2-14	東和2・4・5、中川、大谷田1
西綾瀬	西綾瀬 3-2-1	西綾瀬、弘道、青井2
西新井	西新井 2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	西新井本町 2-23-1	西新井本町、西新井栄町
はなはた	花畑 4-39-11	花畑、南花畑5
一ツ家	一ツ家 4-5-11	平野、一ツ家、保塚町、六町、南花畑1~4
日の出	日ノ出町 27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東2
保木間	保木間 5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本木関原	本木 1-4-10	関原、本木1~2
六月	六月 1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

【7 地域支援事業】

(3) 包括的支援事業 (社会保障充実分事業)

事業名	事業内容および30年度事業実績
認知症連携事業	<p>認知症地域支援推進員を設置し、医療機関、介護事業所、認知症疾患医療センター等との協働により、認知症高齢者に対する地域での支援体制の構築に向け、医療と介護の連携強化を進めていく。</p> <p>事業費：31,785,999円 認知症地域支援推進員5人</p>
在宅医療・介護連携事業	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の関係者の連携を推進する。</p> <p>事業費14,299,939円 地域資源調査委託 等</p>
生活支援体制整備事業	<p>生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置により、住民等の多様な主体間の連携・協働と地域資源の開発及び地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とマッチングを図る。</p> <p>事業費：28,000,000円 第1層生活支援コーディネーター5人</p>
認知症初期集中支援推進事業	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。</p> <p>事業費：189,000円</p>
地域ケア会議推進事業	<p>医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、解決に必要な資源開発や地域ネットワークの構築へつなげる。</p> <p>事業費：810,000円</p>

(4)任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者や要介護認定者を介護している人に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として実施する。

事業名	事業内容および30年度事業実績
家族介護支援事業	要介護被保険者を介護する家族等に対して、介護方法や外部サービスの利用方法についての情報提供等の支援を行う。
家族介護慰労金支給事業	在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 事業費：500,000円(@100千円×5件)
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	認知症高齢者の居宅を訪問し、家族が外出や休息が必要な時に、家族に代わって見守りや話し相手を行なう、「やすらぎ支援員」を派遣することにより、家族の負担を軽減させるとともに、高齢者自身の在宅生活の維持・向上を図る。 事業費：16,909,405円
家族介護者教室	要介護高齢者の状態の維持・改善を図るための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得すること等を内容とした教室を開催する。 事業費：19,644,463円 委託先：地域包括支援センター21か所×800,000円 1か所×718,777円 1か所×726,590円 1か所×630,462円 1か所×768,634円 開催数：215回
高齢者紙おむつ支給事業	住民税が非課税の世帯の高齢者で、常時失禁状態にあり紙おむつを必要とし、要介護4、5の認定を受けた寝たきり状態の高齢者に、紙おむつを支給する。これにより、高齢者の保健衛生の向上および在宅生活の維持増進、並びに介護者の負担軽減を図ることとする。 事業費：50,706,055円(延べ9,301人) 委託先：(株)成玉舎
徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業	認知症による徘徊行動があり、要介護認定を受けた在宅の高齢者を介護する区内在住の親族から、当該高齢者の徘徊その他の緊急事態発生時に、高齢者の安全を迅速かつ適切に確保するために必要な措置として、位置検索システム事業者と契約を締結したときに、それに要した加入料および検索に要した検索料の一部を助成する。 事業費：0円(加入料0件 検索料0件) ※加入料、検索料については、契約会社により異なる。
その他の事業	被保険者の地域での自立した日常生活のために必要な支援を行う
成年後見制度等利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり、申立費用及び成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬を負担することが困難である者に対し、要綱に基づき費用の全額又は一部を補助する。 事業費：10,559,956円(区長申立てに要する費用：73件、精神鑑定料：9件、本人・親族申立て費用助成：7件、区長申立て報酬費用助成：19件、本人・親族申立て報酬費用助成19件)
住宅改修理由書作成業務助成事業	居宅介護住宅改修費の保険給付を希望する要介護被保険者に対して、必要な相談・援助を行う居宅介護支援事業者等を助成することにより、要介護被保険者の在宅における継続的な支援を図ることを目的とする。 事業費：144,000円(@2,000×72件)
認知症高齢者支援事業	認知症と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせる足立区を目指す。 事業費：4,309,030円 認知症サポーター2,380人養成

【7 地域支援事業】

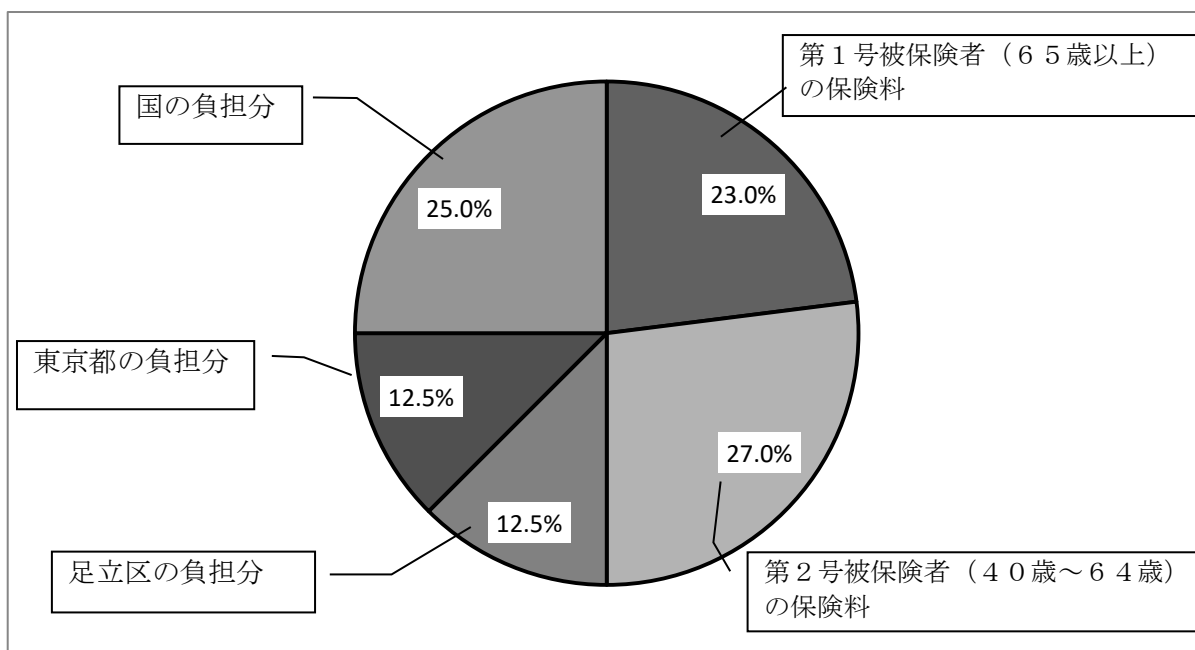
(5) 地域支援事業の事業規模と財源構成

地域支援事業の必要な費用は、第1号保険料と公費等の交付金を財源とする。その算定基礎となる事業規模は、総合事業開始前年度の予防給付と介護予防事業の合計額に75歳以上高齢者の伸び率を乗じた上で、当該年度の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援費を控除した額を原則の上限額としている。また、包括的支援事業については、別枠で上限額を設定している。財源構成については、以下のとおりである。

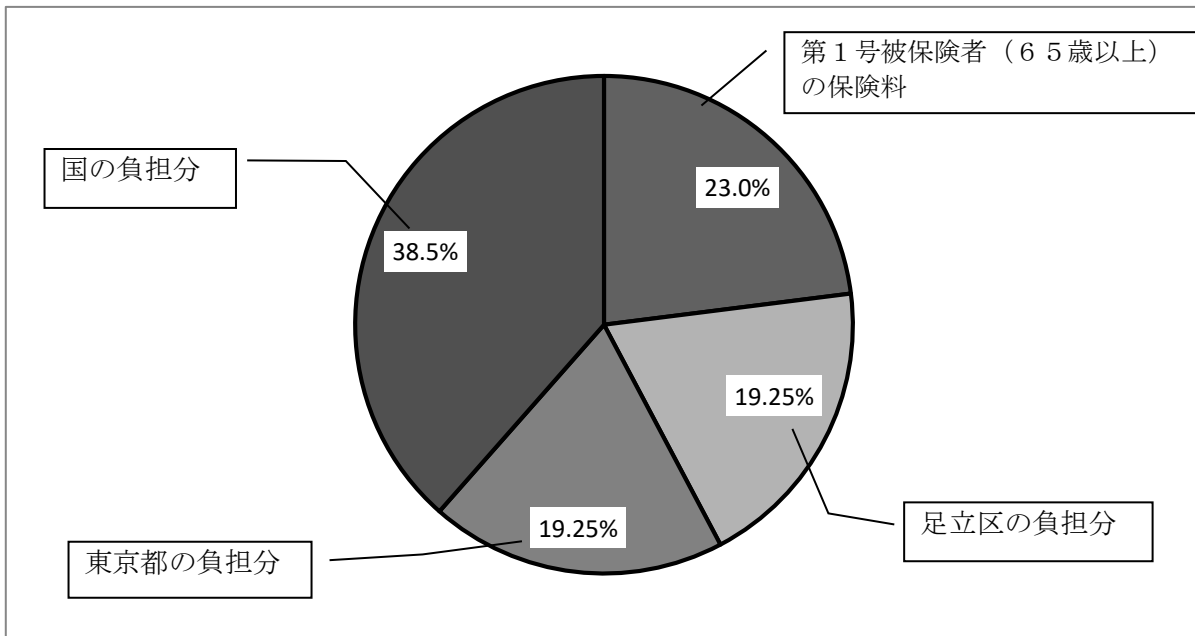
単位：円

	30年度	29年度	増減
介護予防・日常生活支援総合事業	1,414,308,198	1,282,191,750	132,116,448
包括的支援事業・任意事業	907,298,314	853,923,345	53,374,969
合計	2,321,606,512	2,136,115,095	185,491,417

【介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



8 その他の事業

(1) 足立区介護従事者永年勤続褒賞事業

区内の介護サービス事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者を永年勤続褒賞として顕彰することを目的とする。

①表彰式日時 平成30年11月9日 午後2時 会場：足立区役所 庁舎ホール

②褒賞者数 576人 (うち常勤職員419人 非常勤職員157人) (29年度 608人)

内訳 : 勤続年数が15年以上の者 116人

: 勤続年数が10年以上15年未満の者 138人

: 勤続年数が5年以上10年未満の者 322人

[※29年度 : 勤続年数が15年以上の者	76人
	: 勤続年数が10年以上15年未満の者	224人
	: 勤続年数が5年以上10年未満の者	308人

【参考】

○推薦法人および事業所数 72法人 204事業所 (29年度 74法人 191事業所)

○サービス種別褒賞者数

サービス種別	褒賞者数	サービス種別	褒賞者数
居宅介護支援	31	地域包括支援センター	10
介護予防支援	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (24時間地域巡回型訪問サービス)	6
訪問介護	103	夜間対応型訪問介護	1
訪問入浴介護	3	認知症対応型通所介護	11
訪問看護	14	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	24
訪問リハビリテーション (機能訓練)	0	小規模多機能型居宅介護	13
居宅療養管理指導	0	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	6
通所介護 (デイサービス)	55	地域密着型通所介護	10
通所リハビリテーション (デイケア)	18	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	108
短期入所生活介護 (ショートステイ)	7	介護老人保健施設	51
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	0	介護療養型医療施設	9
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	82	軽費老人ホーム (ケアハウス・都市型)	2
福祉用具貸与	9		
福祉用具販売			
合計			576人

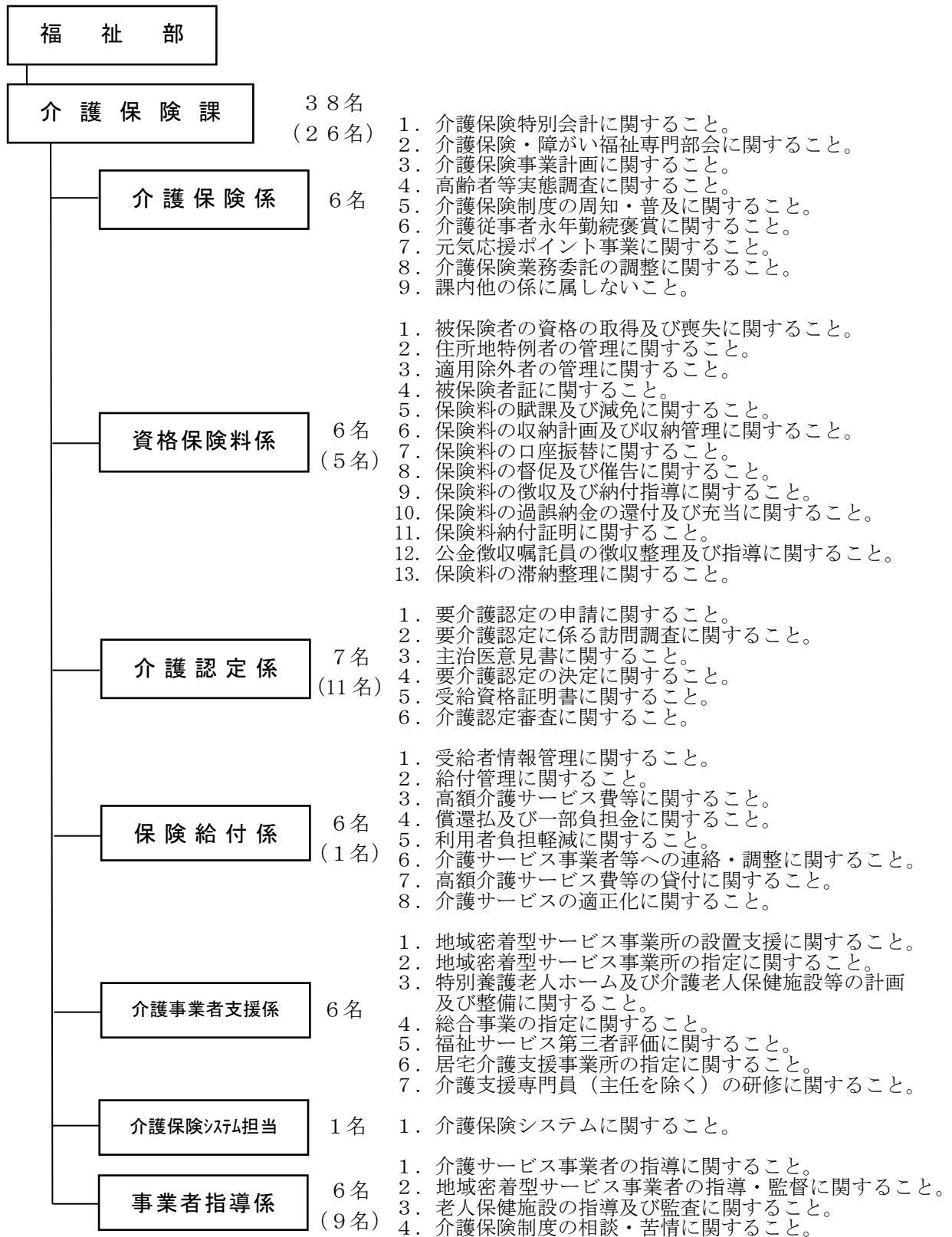
(2) 認知症介護実践者研修等

開催年月日	講師	参加者数	具体的な内容
第1回 30年7月2日 ～ 30年7月27日 (6日間)	●東京都認知症疾患医療センター センター長 松井 敏史 氏 他 11名	37人	●認知症介護実践者研修 認知症の人の尊厳を支え、自立を支援するための実践的知識・技術等を習得し、自らの実践に反映することはもとより、介護現場全体のサービスの質の向上を図ることを目的とし、講義、演習を5日間、自施設・事業所で2週間の実習を行う。
第2回 31年1月16日 ～ 31年2月15日 (6日間)	●東京都認知症疾患医療センター センター長 松井 敏史 氏 他 10名	33人	●認知症介護実践者研修 認知症の人の尊厳を支え、自立を支援するための実践的知識・技術等を習得し、自らの実践に反映することはもとより、介護現場全体のサービスの質の向上を図ることを目的とし、講義、演習を5日間、自施設・事業所で2週間の実習を行う。
31年2月13日	●認知症介護指導者養成研修修了者 利島村社会福祉協議会 三田 貴弘 氏 他 1名	17人	●認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修 認知症介護実践者等研修の修了が地域で活躍することを後押しする。また、認知症介護実践リーダー研修修了や主任ケアマネの地域活動についてさらなる意識づけを行い、地域における認知症支援ネットワークの構築を進める。
第1回 30年6月15日	●認知症介護指導者養成研修修了者 利島村社会福祉協議会 三田 貴弘 氏 他 1名	21人	●認知症介護基礎研修 認知症ケアの初任者として、業務を遂行する上で最低限度の知識・技術とそれを実践的する際の考え方を身につけてチームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行えるようになる。
第2回 30年9月28日	●認知症介護指導者養成研修修了者 スマイル・エイジングのぞみ組 八月朔 晃一 氏	14人	●認知症介護基礎研修 認知症ケアの初任者として、業務を遂行する上で最低限度の知識・技術とそれを実践的する際の考え方を身につけてチームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行えるようになる。
第3回 30年12月14日	●認知症介護指導者養成研修修了者 社会福祉法人ファミリー 大野 幸生 氏	24人	●認知症介護基礎研修 認知症ケアの初任者として、業務を遂行する上で最低限度の知識・技術とそれを実践的する際の考え方を身につけてチームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行えるようになる。
第4回 31年3月8日	●認知症介護指導者養成研修修了者 メディカル・ケアサービ ス株式会社 岩村 映子 氏	20人	●認知症介護基礎研修 認知症ケアの初任者として、業務を遂行する上で最低限度の知識・技術とそれを実践的する際の考え方を身につけてチームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行えるようになる。

(3) 広報活動等

種別	広報等の内容
広報紙 (あだち広報)	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月25日号…65歳以上の方の介護保険料軽減制度 ● 6月10日号…介護保険の利用料負担軽減 ● 6月25日号…65歳以上の方の30年度介護保険料決定通知書を7月上旬に郵送 ● 1月1日号…介護保険調査員(専門非常勤)募集 ● 3月25日号…家族介護慰労金、介護保険住宅改修費・福祉用具購入費の支給 2019年度介護保険料の仮算定通知書を4月上旬に郵送
パンフレット および小冊子	<ul style="list-style-type: none"> ● 「みんなで支え合おう介護保険」…介護保険制度や利用方法について、区民に周知するためのパンフレットを作成し、介護保険課・福祉事務所・地域包括支援センターの各窓口で配布している。 ● 「介護保険ガイド」…介護保険制度と事業について説明した小冊子「介護保険ガイド」を、65歳年齢到達者・転入者(第1号被保険者のみ)に対して、介護保険被保険者証とともに送付している。 ● 「介護だより」…保険料の決まり方、納め方や保険料の軽減制度等を掲載したリーフレットを作成し、介護保険料決定通知書とともに送付している。 ● 「元気応援通信」…元気応援ポイント事業の周知用パンフレットを作成し、介護保険料決定通知書に同封している。 ● 「要支援の認定を受けた方へ」「要介護の認定を受けた方へ」…介護サービスの利用手順をはじめとする各種サービスについての案内を、認定結果通知書とともに送付している。 ● 「介護予防事業に参加して生活と健康を維持しませんか」…認定審査の結果、「非該当(自立)」と判定された方へ、介護予防事業および地域包括支援センターの案内を、認定結果通知書とともに送付している。 ● 「介護保険外高齢者サービスご案内」…65歳年齢到達者・転入者(第1号被保険者のみ)に対して、在宅支援サービスや介護予防事業などの案内を介護保険被保険者証とともに送付している。
説明会 (講演会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 町会・自治会等からの介護保険制度についての説明依頼や、家族の介護に携わる区民からの要望に応える形で職員の派遣を行っている。また、地域文化課で実施している「学び情報提供サービス」の依頼に応じて、職員の派遣を行っている。
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ● 足立区ホームページ… トップページ>暮らし>保険・年金>介護保険で展開。介護保険に関する情報や広報の掲載記事を掲載している。

資料1 平成30年度の組織および分掌事務



※専門非常勤 26名内訳
 介護保険料滞納整理専門員 5名
 介護保険調査員 21名

資料 2 足立区地域保健福祉推進協議会および 介護保険・障がい福祉専門部会

足立区地域保健福祉推進協議会は、当区における地域保健福祉を推進するために設置された区長の附属機関である。委員の任期は2年、委員定数は50名以内としている。協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉等各種団体連合会、区民、区議会、行政など幅広い分野からの代表者で構成しており、区長の諮問に応じて、地域保健福祉の推進に関する事項や介護保険事業計画の策定等について、調査・研究・協議を行っている。

また、協議会の所掌事項は多岐にわたるため、専門事項の調査研究を担当するための部会を設置している。介護保険事業及び関連事業については、平成12年度より介護保険専門部会を設置している。平成17年度からは障がい福祉施策についても調査・検討を行うため、介護保険・障がい福祉専門部会として活動している。

(1) 平成30年度開催状況

ア 足立区地域保健福祉推進協議会

第1回（平成30年7月25日）

（審議事項）

- ・会長、副会長の選出について
- ・専門部会員の選出について
 - ① 介護保険・障がい福祉専門部会員の選出について
 - ② 健康あだち21専門部会員の選出について
 - ③ 子ども支援専門部会員の選出について

（報告事項）

- ・足立区後期高齢者歯科健診の実施について
- ・足立区地域包括ケアシステムのビジョンについて
- ・地域包括ケアシステムにおける在宅療養支援窓口の開設について
- ・足立区子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績について
- ・平成30年度の保育所等入所待機児童の状況等について
- ・平成30年度学童保育室の入室申請及び待機児童の状況について

（情報連絡事項）

- ・一部の住区センター児童館の開館時間の変更について
- ・足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について
- ・平成29年度居場所を兼ねた学習支援アンケート集計結果（概要）
- ・平成29年度におけるくらしとしごとの相談センター所管事業実施結果について
- ・平成28・29年度足立区ひとり親家庭実態調査の報告について
- ・平成29年度ひとり親家庭向け就労支援・交流事業の実施報告について

【資料 2 足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険・障がい福祉専門部会】

- ・地域包括ケアシステムにおける平成 29 年度介護予防事業の実施結果について
- ・地域包括ケアシステムにおける認知症早期発見・早期対応への取り組みについて
- ・地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び廃止について
- ・障がい者通所施設整備・運営事業者の選定結果について
- ・足立区大谷田グループホーム（知的障がい者施設）指定管理事業者の公募について
- ・平成 29 年度生活保護の適正執行及び自立支援の取組状況について
- ・足立区骨髄等移植ドナー支援事業助成金の開始について
- ・足立区データヘルス計画（改定版）の策定について
- ・第 3 回 子どもの健康・生活実態調査（平成 29 年度調査）の実施結果について
- ・インターネット・ゲートキーパー事業の開始について
- ・心身障害者医療費助成制度対象拡大に伴う周知について
- ・平成 29 年度あだちっ子歯科健診の実施結果について
- ・保育施設保育料の改定及び幼稚園等保育料保護者補助金の改定について
- ・足立区教育・保育の質ガイドライン改定版の発行について
- ・足立区子ども施設指定管理者の評価結果について
- ・区立あやせ保育園の都立東綾瀬公園防災トイレ南側広場への移転に関する取り組み状況について
- ・民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定等について

第 2 回（平成 30 年 12 月 25 日）

（報告事項）

- ・江北エリアの整備方針（案）について
- ・足立区地域包括ケアシステムビジョン（案）について
- ・足立区における介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型サービス導入と担い手養成研修の実施について
- ・平成 29 年度介護保険事業の実績について
- ・第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について
- ・足立区待機児童解消アクション・プランの改定について

（情報連絡事項）

- ・未来へつなぐあだちプロジェクト年次別アクションプランの平成 29 年度実績及び評価結果について
- ・学童保育室の平成 31 年 4 月入室に向けた申請受付について
- ・居場所を兼ねた学習支援事業委託の事業者の選定結果について
- ・ひとり親家庭の暮らしに役立つ応援アプリの配信開始について
- ・ひとり親家庭育児支援サービス利用料金助成事業の開始について

- ・地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び廃止について
- ・看取り期まで対応する小規模な地域の住まい支援事業の実施について
- ・足立区知的障がい者大谷田グループホームの指定管理者候補者の選定について
- ・生活保護基準の見直し及び生活保護法の一部改正について
- ・熱中症及びデング熱対策について
- ・平成30年度風しん緊急対策事業について
- ・心身障害者医療費助成制度（マル障）対象拡大に伴う事前受付の案内について
- ・東部地域病院における病児保育室の開設について
- ・足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について
- ・平成31年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について
- ・民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定について
- ・東京都足立児童相談所の移転について

第3回（平成31年3月27日）

（報告事項）

- ・足立区地域包括ケアシステムビジョン（案）に関するパブリックコメントの実施結果及び足立区地域包括ケアシステムビジョンの策定について
- ・（仮称）医療的ケア児ネットワーク協議会の設置について
- ・家庭的保育事業の認可手続きについて
- ・特定教育・保育施設（認可保育所）および特定地域型保育事業（家庭的保育事業）の利用定員の確認について
- ・特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認について
- ・児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について

（情報連絡事項）

- ・未来へつなぐあだちプロジェクトの24の指標について
- ・後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しについて
- ・児童館の日曜開館実施および利用時間延長について
- ・子育てサロンおおやたの土曜日開設について
- ・平成31年度学童保育室の入室申請受付状況について
- ・足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について
- ・居場所を兼ねた学習支援事業における科学研究費調査の協力について
- ・母子生活支援施設の民設民営への移行について
- ・基幹地域包括支援センターの移転について
- ・地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び廃止について
- ・あだち幼保小接続期カリキュラムの策定について

【資料 2 足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険・障がい福祉専門部会】

- ・私立認定こども園の利用定員の内訳変更について
- ・東京都認証保育所の運営法人等の変更及び廃止について
- ・私立認可保育所に対する子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査の実施結果について
- ・小規模保育事業所に対する子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査の実施結果について
- ・家庭的保育事業者に対する子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査の実施結果について
- ・民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定等について
- ・保育施設整備の進捗状況について
- ・こどもトワイライトステイ事業の実施について
- ・特別区における児童相談所の移管に向けた検討状況について
- ・足立児童相談所の建替えスケジュールについて

**イ 介護保険・障がい福祉専門部会及び足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会
第1回（平成30年7月4日）**

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・区施設で心理的虐待を受けたとする通報について
- ・介護保険外サービスの自己負担割合変更について
- ・足立区地域包括ケアシステムのビジョンについて
- ・地域包括ケアシステムにおける在宅療養支援窓口の開設について
- ・地域包括ケアシステムにおける平成29年度介護予防事業の実施結果について
- ・地域包括ケアシステムにおける認知症早期発見・早期対応への取り組みについて
- ・障がい者通所施設整備・運営事業者の選定結果について
- ・足立区大谷田グループホーム(知的障がい者施設)指定管理事業者の公募について
- ・心身障害者医療費助成制度対象拡大に伴う周知について
- ・足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について

第2回（平成30年11月14日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

(報告事項)

- ・平成29年度介護保険事業の実績について
- ・足立区地域包括ケアシステムのビジョンについて
- ・足立区における介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型サービス導入と担い手養成研修の実施について
- ・足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について
- ・看取り期まで対応する小規模な地域の住まい支援事業の実施について

第3回（平成31年2月1日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

(報告事項)

- ・地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

(報告事項)

- ・基幹地域包括支援センターの移転について
- ・(仮称)医療的ケア児ネットワーク協議会の設置について
- ・足立区障がい福祉センターあり方検討委員会の検討状況について

(2) 委員名簿

平成30年度足立区地域保健福祉推進協議会

氏名	選出団体等	役職
諏訪 徹	日本大学文理学部教授(学識経験者 地域福祉)	会長
酒井 雅男	弁護士(学識経験者 弁護士)	副会長
奥野 英子	日本リハビリテーション連携科学学会顧問(学識経験者 障がい福祉)	
近藤 尚己	東京大学大学院准教授(学識経験者 社会疫学・公衆衛生学)	
齊藤 多江子	日本体育大学児童スポーツ教育学部准教授(学識経験者 保健福祉学)	
藤原 武男	東京医科歯科大学大学院教授(国立成育医療研究センター研究所客員研究員)(学識経験者 公衆衛生学)	
白石 正輝	区議会議員	
新井 ひでお	区議会議員	
前野 和男	区議会議員	
浅子 けい子	区議会議員	
松丸 まこと	区議会議員	
早川 貴美子	足立区医師会副会長	
湊 耕一	東京都足立区歯科医師会会長	
藤田 義人	足立区薬剤師会会長	
吉田 忠司	足立区町会・自治会連合会副会長	
野辺 陽子	足立区民生・児童委員協議会副会長	
乾 雅榮	足立区女性団体連合会会長	
本田 博	足立区住区センター連絡協議会副会長	
中村 輝夫	足立区老人クラブ連合会「ねんりん」編集委員会委員長	
小川 勉	足立区介護サービス事業者連絡協議会会長	
大竹 吉男	足立区ボランティア連合会会長	
福岡 靖介	介護老人保健施設「しらさぎ」理事長	
橋本 飛鳥	特別養護老人ホーム「ハビネスあだち」施設長	
細井 和男	高齢者在宅サービスセンター西新井施設長	
石川 優樹	足立区訪問看護部会副会長(訪問看護ステーション)	
若狭 武夫	足立区保健所運営協議会委員	
長田 幸子	足立区健康づくり推進員会議会長	
三浦 勝之	足立区精神障害者家族会連合会代表(足立区障害者団体連合会)	
加藤 仁志	足立区ろう者協会会長(足立区障害者団体連合会)	
小久保 兼保	足立区障害者団体連合会会長	
重田 穂	足立区視力障害者福祉協会会長(足立区障害者団体連合友愛会)	
江黒 由美子	足立区手をつなぐ親の会会長(足立区障害者団体連合友愛会)	
鈴木 真理子	足立区肢体不自由児者父母の会会長(足立区障害者団体連合友愛会)	
川下 勝利	足立区民間保育園連合会会長	
古庄 宏吉	足立区私立幼稚園協会会長	
古性 力	足立区立小学校PTA連合会副会長	
畠山 千亜紀	足立区立中学校PTA連合会会計	
茂出木 幸子	足立区スポーツ推進委員会副会長	
宮原 敏昭	警視庁千住警察署生活安全課長	
永池 昌直	東京消防庁足立消防署警防課長	

(敬称略：順不同)

平成30年度足立区地域保健福祉推進協議会

氏名	選出団体名	役職
工藤 信	副区長	
定野 司	教育長	
杉岡 淳子	子どもの貧困対策担当部長	
秋生 修一郎	地域のちから推進部長	
中村 明慶	福祉部長	
今井 伸幸	衛生部長	
鳥山 高章	子ども家庭部長	
川口 真澄	待機児対策室長	
大高 秀明	足立区社会福祉協議会常務理事	

(敬称略：順不同)

平成30年度介護保険・障がい福祉専門部会

氏名	選出団体名	役職
諏訪 徹	日本大学文理学部教授 (学識経験者 地域福祉)	部会長
酒井 雅男	弁護士 (学識経験者 弁護士)	副部会長
奥野 英子	日本リハビリテーション連携科学学会顧問 (学識経験者 障がい福祉)	副部会長
白石 正輝	区議会議員	
新井 ひでお	区議会議員	
前野 和男	区議会議員	
浅子 けい子	区議会議員	
松丸 まこと	区議会議員	
早川 貴美子	足立区医師会副会長	
湊 耕一	東京都足立区歯科医師会会長	
中村 輝夫	足立区老人クラブ連合会「ねんりん」編集委員会委員長	
小川 勉	足立区介護サービス事業者連絡協議会会長	
福岡 靖介	介護老人保健施設「しらさぎ」理事長	
橋本 飛鳥	特別養護老人ホーム「ハビネスあだち」施設長	
細井 和男	高齢者在宅サービスセンター西新井施設長	
三浦 勝之	足立区精神障害者家族会連合会代表 (足立区障害者団体連合会)	
加藤 仁志	足立区ろう者協会会長 (足立区障害者団体連合会)	
小久保 兼保	足立区障害者団体連合会会長	
重田 穂	足立区視力障害者福祉協会会長 (足立区障害者団体連合友愛会)	
江黒 由美子	足立区手をつなぐ親の会会長 (足立区障害者団体連合友愛会)	
鈴木 真理子	足立区肢体不自由児者父母の会会長 (足立区障害者団体連合友愛会)	
秋生 修一郎	地域のちから推進部長	
中村 明慶	福祉部長	
今井 伸幸	衛生部長	

(敬称略：順不同)

資料3 足立区介護保険制度のあゆみ

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
平成6年3月	「21世紀ビジョン」の策定（新ゴールドプランと新介護システムの構築を提言）〔国〕
9月	社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会第2次報告で公的介護保険制度の創設を提唱〔国〕 老人保健福祉審議会が公的介護制度について審議開始〔国〕
7年2月	老人保健福祉審議会中間報告「新たな高齢者介護システムの確立について」〔国〕
7月	老人保健福祉審議会第2次報告「新たな高齢者介護制度について」〔国〕
8年1月	老人保健福祉審議会最終報告「高齢者介護保険制度の創設について（概要）」〔国〕
4月	老人保健福祉審議会・社会保障制度審議会に「介護保険制度案大綱」諮問→答申〔国〕
6月	介護保険制度に関する与党合意（要綱案、懸案事項、制度案の骨子）〔国〕 介護保険法および介護保険法施行法案を閣議決定 → 国会提出〔国〕
11月	介護保険法および介護保険法施行法案が衆議院で修正可決〔国〕
9年5月	全国高齢者介護担当課長会議1〔国〕
6月	福祉部内に介護保険検討PT設置（制度・財政・電算システム検討部会設置）〔区〕
7月	医療保健福祉審議会設置〔国〕
10月	介護保険法および介護保険法施行法案が参議院で修正可決〔国〕
12月	要介護認定モデル事業（平成9年度高齢者介護サービス体制整備支援事業）実施〔区〕 介護保険法および介護保険法施行法案が衆議院で修正可決〔国〕 介護保険関連3法公布（12月17日）〔国〕
10年1月	全国介護保険担当課長会議2〔国〕
4月	福祉部介護保険課設置（1係2担当主査）〔区〕 「介護支援専門員に関する省令」公布〔国〕 全国介護保険担当課長会議3〔国〕
6月	10年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険事業計画作成委員会開催〔区〕
7月	全国介護保険担当課長会議4〔国〕
8月	足立区高齢者実態調査の実施（高齢者一般・要援護高齢者）〔区〕
9月	第1回介護支援専門員実務研修受講試験実施〔都〕
10月	要介護認定モデル事業（平成10年度高齢者介護サービス体制整備支援事業）実施〔区〕
12月	全国介護保険担当課長会議5〔国〕 10年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険事業計画作成委員会開催〔区〕 「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布〔国〕
11年1月	足立区高齢者実態調査の実施（若年者一般）〔区〕 全国介護保険担当課長会議6〔国〕
2月	足立区介護保険事業者連絡会を設置し定期的に開催（継続中）〔区〕
3月	足立区高齢者実態調査結果公表〔区〕 10年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険事業計画作成委員会開催〔区〕 「介護保険法施行規則」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金算定等に関する省令」等の公布〔国〕
4月	福祉部介護保険課組織改正（4係・2担当係長）〔区〕

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
11年4月	介護保険制度説明会(区民対象)を住区センター等で順次開催(11年度～継続中) [区] 11年度第1回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 全国介護保険担当課長会議7 [国] 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令」の公布 [国]
5月	11年度第2回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区]
6月	11年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会および第3回介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 居宅介護支援事業者指定受付開始 [都]
7月	第4回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 「東京都足立区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例」制定 [区] 第2回介護支援専門員実務研修受講試験実施 [都]
8月	要介護・要支援認定申請受付開始(特養施設入所者、一般10月～) [区] サービス事業者指定受付開始 [都] 全国介護保険担当課長会議8 [国] 11年度第5回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区]
9月	介護保険法および介護保険法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令公布 [国] 足立区介護認定審査会委員(第1期)委嘱 [区] 介護保険電算システム資格記録管理・受給者管理システム稼動 [区] 全国介護保険担当課長会議9 [国] 11年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会および第6回介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 足立区介護保険事業計画中間報告公表 [区]
10月	介護療養型医療施設の指定受付開始 [都] 要介護・要支援認定審査開始 [区] 社会保険庁より特別徴収対象者情報受付→突合処理 [区] 与党3党より介護制度に関する申し入れ [国]
11月	与党3党申し入れに対する政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策(保険料徴収の半年間延期およびその後1年間半額、訪問介護利用者に対する利用料7%減免等)」発表 [国] 足立区介護保険事業計画中間報告に対する公聴会を区内5ヵ所で順次開催 [区] 全国介護保険担当課長会議10 [国] 要介護・要支援認定結果通知発送開始 [区]
12年1月	11年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会および第7回介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布 [国] 11年度第8回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区]
2月	全国介護保険担当課長会議11 [国] 介護報酬等告示 [国]
3月	被保険者証一斉交付(1号被保険者) [区]

年月	国・都・区 の 動 き
12年3月	<p>全国介護保険担当課長会議 12 [国]</p> <p>区分支給限度額一本化について医療福祉審議会へ諮問 [国]</p> <p>11年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会および第8回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区]</p> <p>東京都介護保険事業支援計画策定 [都]</p> <p>足立区老人福祉計画(改定)および足立区介護保険事業計画(12~16年度)策定 [区]</p> <p>足立区介護保険関連条例制定 [区]</p> <p>足立区高齢社会対策基本条例、足立区地域保健福祉推進協議会条例、足立区高齢者福祉サービス苦情等解決委員会条例制定 [区]</p> <p>介護保険電算システム全面稼動 [区]</p>
4月	<p>介護保険法施行(4月1日) [国]</p> <p>足立区介護保険条例および関係条例施行(4月1日) [区]</p> <p>福祉部介護保険課から区民部介護保険課(5係・1担当係)に組織改正 [区]</p> <p>「食費特定標準負担減免認定証」「旧措置入所者利用負担減免認定証」「訪問介護負担減免認定証」を該当者に送付 [区]</p>
5月	<p>都国民健康保険団体連合会に対して受給者異動連絡票データ送付開始 [区]</p> <p>社会保険庁より10月からの特別徴収対象者情報受付→突合処理 [区]</p> <p>都国民健康保険連合会による審査支払事務開始(給付費支払→約3割がエラー) [都]</p>
6月	<p>十三大都市介護保険担当課長会議開催 [都]</p>
7月	<p>12年度10月分からの保険料賦課決定通知書を被保険者に郵送 [区]</p>
8月	<p>医療福祉審議会が区分支給限度額の本一化(14年1月実施)について了承(訪問通所サービスの支給限度額の短期入所の利用限度日数への振替措置の推進も併せて了承) [国]</p> <p>社会保険庁に対し特別徴収者依頼情報を送付 [区]</p> <p>全国介護保険担当課長会議 13 [国]</p>
9月	<p>12年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]</p> <p>「介護保険制度の定着へ向けた改善方策について」与党合意 [国]</p>
10月	<p>保険料普通徴収者に対して12年度分保険料納付書を郵送 [区]</p>
11月	<p>第3回介護支援専門員実務研修受講試験実施 [都]</p> <p>全国介護保険担当課長会議 14 [国]</p> <p>12年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]</p> <p>12年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]</p>
12月	<p>高額介護サービス費支給開始 [区]</p> <p>訪問通所サービスおよび短期入所サービスの支給限度額一本化に係る関係法令公布 [国]</p>
13年1月	<p>居宅介護サービス費区分支給限度額および居宅支援サービス費区分支給限度額基準額改正(ショートステイ利用日数の拡大) [国]</p>
2月	<p>12年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]</p> <p>全国介護保険担当課長会議 15 [国]</p> <p>介護支援専門員新任研修実施 [区]</p>
4月	<p>家族介護慰労金支給開始 [区]</p>

年月	国・都・区 の 動 き
13年4月	訪問調査員研修実施（偶数月実施 計6回）[区] 介護支援専門員現任研修開始（全7回）[区]
5月	あだち1万人の介護者家族会発足 [区] 13年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
7月	13年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
8月	足立区介護保険事業者連絡会開催 [区]
9月	13年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
10月	介護保険料本来額徴収開始 [国] 13年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
11月	要介護認定モデル事業実施 [国] 平成13年度介護支援専門員実務研修受講試験実施 [都] 介護認定審査会支援システム稼動 [区] 足立区介護保険事業者連絡会開催（2回）[区] 足立区介護サービス事業者連絡協議会設立 [区]
14年1月	支給限度額一本化開始 [国]
2月	介護支援専門員新任研修開始（全4回）[区] 13年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 13年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
3月	足立区介護保険事業者ガイド、足立区介護保険地域サービスマップ発行 [区] 足立区介護保険事業者連絡会開催 [区]
4月	介護保険サービス利用者負担額の軽減措置事業（都制度）開始 [区] 第2期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施 [区]
6月	14年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
7月	14年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
8月	14年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
10月	14年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 14年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
11月	14年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
15年1月	14年度第5回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
2月	足立区介護保険事業者連絡会開催 [区] 14年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
3月	保険料の自動電話催告システム稼動開始 [区]
4月	介護報酬改定 [国] 要介護認定一次判定ソフト改訂 [国] 生活困難者に対する保険料の軽減制度（区独自）実施 [区]
7月	15年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 15年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
9月	足立区介護保険事業者連絡会開催 [区]
10月	15年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 介護保険制度の見直しに向けた東京都からの提案（試案）[都]
12月	介護サービス利用者アンケート調査の実施 [区]
16年1月	介護制度改革本部設置 [国]

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国・都・区の動き
16年2月	15年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
3月	15年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] くらしいきいき介護保険－在宅介護のための介護保険活用読本－の作成 [区] 介護給付適正化特別対策事業報告書の作成 [区]
4月	要介護認定有効期間の拡大 [区]
6月	16年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
7月	16年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
8月	足立区介護保険事業者連絡会開催 [区]
11月	16年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区] 16年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
12月	介護給付費適正化特別対策事業－介護給付費通知－の実施 [区]
17年1月	介護保険制度改革の円滑な実施に向けた東京都からの提案 [都]
2月	介護保険法等の一部を改正する法律案を閣議決定 → 国会提出 [国] 16年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
3月	第3期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施 [区] 16年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 中高年からの介護予防読本－すばらしい「老い」を求めて－の作成 [区]
4月	区民部介護保険課から福祉部介護保険課（5係・2担当係）に組織改正 [区] 足立区介護サービス事業者ガイドブック、ハートページの発行 [区]
7月	17年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 17年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
8月	一足立区介護保険の施策を考える－の作成 [区] 足立区介護保険事業者連絡会開催 [区]
9月	17年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
10月	改正介護保険法施行 [国]
11月	17年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 要介護認定モデル事業実施 [国]
12月	17年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
18年2月	17年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	17年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 足立区介護保険事業者連絡会開催 [区]
4月	改正介護保険法施行 [国] 介護報酬改定 [国] 介護保険条例、施行規則の一部改正施行 [区]
7月	18年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 18年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始 [国]
11月	厚生労働省が11月11日を「介護の日」とする [国] 18年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 18年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
19年1月	18年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	18年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]

年月	国・都・区の動き
19年7月	19年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
10月	19年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] 足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱施行 [区]
11月	19年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
20年1月	19年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	19年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 第4期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施 [区]
4月	元気応援ポイント事業開始 [区]
7月	20年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 20年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
9月	20年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] 要介護認定モデル事業実施 [区]
10月	20年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
11月	20年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 20年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（中間報告）公聴会・パブリックコメント実施 [区] 「介護の日」制定記念事業実施（9月～12月） [区]
12月	20年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 20年度第5回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
21年2月	20年度第6回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」施行 [国] 介護報酬プラス3%改定の政府決定 [国] 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付 [国] 20年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
4月	改正介護保険法施行 [国] 介護報酬改定 [国] 要介護認定調査項目の変更（82項目→72項目） 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始 [国] 介護保険条例、施行規則の一部改正施行 [区]
5月	裁判員制度家族支援事業実施 [区]
7月	21年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 21年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
9月	介護従事者処遇改善交付金の実施 [都]
10月	要介護認定の調査方法一部見直し [国] 介護保険料のコンビニエンス収納開始 [区]
11月	介護従事者永年勤続褒賞事業実施 [区]
12月	21年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
22年2月	21年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	21年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
6月	「指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について（小規模多機能型居宅介護事業所における障がい児（者）受け入れ事業） [国]

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国・都・区の動き
22年7月	22年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
9月	22年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] 「特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準について」の一部改正について (ユニット個室の床面積の変更等) [国]
11月	22年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 介護従事者永年勤続褒賞事業実施 [区]
23年2月	22年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] 第5期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査および日常生活圏域ニーズ調査を実施 [区]
3月	22年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 東日本大震災に伴う保険料および利用料の取り扱いに関する通知を发出 [国]
4月	保険料の電子収納サービス (マルチペイメント) の運用開始 [区]
5月	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間および要支援認定有効期間の特例に関する省令の公布および施行 [国]
6月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の公布 [国] (施行 H24. 4. 1) ○新たなサービスの創設 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス ○介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ○財政安定化基金の特例 (基金の取崩) ○介護福祉士・認定特定行為業務従事者による特定行為 (喀痰吸引等) の実施 ○保険料段階3段階の特例 など
7月	23年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] (給付分析、給付見込、保険料の推計を報告) 23年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] (同上)
8月	指定居宅サービス等の人員、設備および運営に関する基準等の一部改正 [国] (施行 H23. 9. 1) (「一部ユニット型施設」を廃止し、別々の施設として認可・指導等を行う)
9月	23年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] (高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画中間報告審議)
10月	地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 [国] (施行 H24. 4. 1) (施設基準等の条例委任に伴う改正…従うべき基準・標準・参酌すべき基準) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律およびそれに伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行 [国] (サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、サービス付き高齢者向け住宅における住所地特例の適用、適合高専賃の廃止等) 中間報告公聴会・説明会実施 [区]
11月	足立区地域福祉推進協議会へ第5期介護保険料諮問 [区] 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施 [区]
12月	23年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] (第5期介護保険料に関する国から新たに示された事項、公聴会実施結果を報告) 23年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] (同上)

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
24年1月	社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬改定について審議決定[国]（介護報酬改定率1.2%）
2月	<p>23年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（第5期介護保険料の設定について審議）</p> <p>23年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（同上）</p> <p>足立区地域保健福祉推進協議会から区長へ第5期介護保険料答申[区]（保険料基準額5,570円）</p> <p>23年度第5回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定案審議）</p>
3月	<p>あだち広報特集号を発行（介護保険料改定について）</p> <p>23年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定案審議）</p>
4月	<p>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行（施行H24.4.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たなサービスの創設 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス ○介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ○財政安定化基金の特例（基金の取崩） ○介護福祉士・認定特定行為業務従事者による特定行為（喀痰吸引等）の実施 など <p>改正介護保険法施行[国]</p> <p>介護報酬改定[国]</p> <p>介護保険条例、施行規則の一部改正施行[区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1号被保険者の段階区分の変更（第10段階から第12段階へ変更） ○保険料の特例第3段階の新設 ○段階別保険料額の改正 <p>介護保険料滞納整理専門員の配置[区]</p>
5月	24年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など）
7月	24年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など）
8月	24年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（地域密着型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準の策定、足立区介護保険サービスにかかわる足立区独自報酬改定要綱の改正 など）
12月	<p>24年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（地域密着型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例案 など）</p> <p>24年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など）</p> <p>足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会条例、施行規則の制定[区]</p>
25年2月	<p>東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長[国]</p> <p>24年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（地域密着型サービス事業者公募の選定結果 など）</p>

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
25年3月	24年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定 など）
4月	社会保障審議会介護保険部会[国]（社会保障制度改革国民会議の議論について）
5月	社会保障審議会介護保険部会[国]（市町村での体制整備、保険者機能の関係について）
6月	社会保障審議会介護保険部会[国]（在宅サービスについて、施設サービス等について、介護人材の確保について、認知症施策について、制度関係について）
7月	25年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など）
8月	25年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など）
8月	社会保障制度改革国民会議報告書とりまとめ[国] （介護保険制度改革） ○一定以上の所得のある利用者の負担は引き上げるべき。 ○食費や居住費についての補足給付の支給には資産を勘案すべき。 ○特養は中重度に重点化を図るとともに、デイサービスは重度化予防に効果がある給付への重点化を図るべき。 ○低所得者の1号保険料について、軽減措置を拡充すべき。 ○介護納付金について、負担の公平化の観点から、総報酬額に応じたものとすべきだが、後期高齢者支援金の状況も踏まえつつ検討。 ○引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組む必要。 社会保障審議会介護保険部会[国]（社会保障制度改革国民会議報告書等について、地域包括ケアシステムの構築に向けて）
9月	社会保障審議会介護保険部会[国]（生活支援・予防給付等について、認知症施策の推進について、介護人材の確保について） 社会保障審議会介護保険部会[国]（在宅サービス関係について、施設サービス関係について）
9月	社会保障審議会介護保険部会[国]（低所得者の第1号保険料の軽減強化について、一定以上所得がある者の利用者負担について、補足給付について）
10月	社会保障審議会介護保険部会[国]（都市部の高齢化対策に関する検討会報告について） 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（閣議決定、国会提出）[国]
11月	社会保障審議会介護保険部会[国]（更に議論が必要な項目について） 社会保障審議会介護保険部会[国]（更に議論が必要な項目について） 社会保障審議会介護保険部会[国]（とりまとめに向けた議論について）
12月	社会保障審議会介護保険部会[国]（介護保険制度の見直しに関する意見について） 25年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（平成25年度足立区介護保険事業実施状況（上半期） など）
26年1月	25年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について など）
3月	25年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について など）

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
26年6月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の公布[国]</p> <p>○居宅サービス等の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけるものとする。 (施行 H28. 4. 1 までの間で政令で定める日) ・指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。 (施行 H30. 4. 1) <p>○施設サービス等の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とするものとする。 (施行 H27. 4. 1) ・サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものとする。また、住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス等の利用を可能とするとともに、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする。 (施行 H27. 4. 1) <p>○費用負担の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の20とするものとする。 (施行 H27. 8. 1) ・特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌するものとする。また、偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の価額に加え、その価額の二倍に相当する額以下の金額を徴収することができるものとする。 (施行 H27. 8. 1) ・市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の2分の1、都道府県が4分の1を負担するものとする。 (施行 H27. 4. 1) <p>○地域支援事業の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとする。 (施行 H27. 4. 1) ・地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成30年度までに全ての市町村で実施するものとする。 <p>ア 医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業</p> <p>イ 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業</p> <p>ウ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業 (施行 H27. 4. 1)</p> <p>○介護保険事業計画の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービスの量、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。 (施行 H27. 4. 1)

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
26年7月	<p>26年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（高齢者実態調査報告（速報）など）</p> <p>26年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（第6期介護保険事業計画における保険料の設定について（諮問）、高齢者実態調査報告（速報） など）</p>
8月	26年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（高齢者人口等の推計及び第5期介護事業の給付分析 など）
9月	「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」の告示について[国]
11月	26年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画中間報告（案） など）
12月	<p>「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について[国]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具専門相談員の要件の見直し ○第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準の見直し ○介護保険料改定に当たって必要となる諸係数の改定 ○介護老人福祉施設等に係る給付対象となる要介護者の見直し関係（施行H27.4.1） <p>中間報告公聴会・説明会実施[区]</p> <p>高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]</p> <p>26年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画中間報告（案） など）</p>
27年1月	<p>「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について[国]</p> <p>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布について[国]</p> <p>26年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（第6期介護保険事業計画における介護保険料の答申（保険料基準額 6,180円）、足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の公聴会の実施結果、足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案） など）</p>
2月	<p>社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬改定について審議決定[国]（介護報酬改定率-2.27%）</p> <p>26年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（第6期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案、足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の公聴会の実施結果、足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案） など）</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について[国]</p> <p>地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて[国]</p> <p>東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について[国]</p> <p>平成27年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の負担限度額の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて[国]</p>

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
27年3月	<p>26年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について[国]</p> <p>○介護保険法施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス費等の給付割合が80/100となる第一号被保険者に係る所得の基準を定めること。(施行H27.8.1) ・自己負担限度額が44,400円となる要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る所得の基準を定めること。(施行H27.4.1) ・住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が住所地特例適用被保険者に対して行う地域支援事業に要する費用について、保険者市町村による費用の負担方法を定めること。(施行H27.4.1) <p>○介護保険法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対して負担割合証を交付するものとする。こと。(施行H27.8.1) ・要介護認定及び要支援認定に係る更新時の有効期間に関して、現在は一部原則6か月、上限12か月となっているものを、一律に原則12か月、上限を24か月とすること。(施行H27.4.1)
4月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係（施行H27.4.1）[国]</p> <p>○予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行</p> <p>○特別養護老人ホームの入所基準を原則要介護3以上</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象</p> <p>介護報酬改定[国]</p> <p>介護保険条例、施行規則の一部改正施行[区]</p> <p>○第1号被保険者の段階区分の変更（第1段階から第14段階へ変更）</p> <p>○段階別保険料額の改正</p> <p>○所得段階1段階の第1号被保険者の保険料軽減</p>
7月	<p>27年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区介護保険条例の一部改正について など）</p>
8月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係（施行H27.8.1）[国]</p> <p>○一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を2割へ引き上げ</p> <p>○特定入所者介護サービス費等の支給（補足給付）要件について、所得のほかに資産の状況も斟酌</p> <p>27年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区介護保険条例の一部改正（介護保険料額の改正）について、地域密着型サービスを行う事業者の指定更新について など）</p>
12月	<p>27年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募について など）</p> <p>27年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募について、地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について など）</p>

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
28年2月	27年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]
3月	27年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（特別養護老人ホームの公募における選定（内定）結果について など）
4月	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係（施行H28.4.1）[国] ○介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施 ○地域密着型通所介護の創設 定員18人以下の小規模通所介護が地域密着型サービスに移行[区]
6月	28年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について など）
7月	28年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者実施のサービス報酬単位等について など）
8月	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係（施行H28.8.1）[国] ○低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の収入要件に「非課税年金（障害年金・遺族年金）」を追加
10月	介護予防・日常生活支援総合事業開始[区]
11月	28年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（平成28年度足立区介護保険事業概要（平成27年度実績）について など） 第7期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査を実施 [区]
12月	28年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]
29年2月	28年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募について など）
3月	28年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の選定結果について など）
4月	介護報酬改定[国] 介護保険条例の一部改正施行[区] ○介護保険料段階の所得指標見直し
5月	29年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（高齢者等実態調査の報告（速報値）について など）
6月	地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律公布[国]
7月	29年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（特別養護老人ホームの整備・運営事業者の公募結果について など）
8月	29年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（第7期介護保険事業計画における介護保険料の設定、平成28年度足立区介護保険事業実施状況（速報値）について など）
8月	高額介護（予防）サービス費の負担上限額の見直し[国]
9月	29年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定スケジュール、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に伴う中間報告について など）
10月	第7期介護保険事業計画中間報告公聴会（5か所）、町自連への説明会（10か所）実施[区]

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
29年 11月	第7期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]
12月	29年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の公聴会及びパブリックコメントの実施結果、第7期介護保険事業計画における所得段階及び保険料率（案）について など）
	29年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に伴う中間報告、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の公聴会及びパブリックコメントの実施結果、第7期介護保険事業計画における所得段階及び保険料率（案）について など）
30年 1月	29年度第5回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（第7期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案（保険料基準額 6,580 円）、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（中間報告）へのパブリックコメントに対する区の方針、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について など）
2月	29年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（第7期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案（保険料基準額 6,580 円）、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の方針、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について など）
3月	29年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区地域包括ケアシステムの進捗状況について など）
4月	新たな介護保険施設「介護医療院」の創設[国]
7月	30年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（介護保険外サービスの自己負担割合変更について など）
	30年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域包括ケアシステムにおける在宅療養支援窓口の開設について）
8月	介護サービス利用者の自己負担割合3割開始[国]
11月	30年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（29年度介護保険事業の実績について、足立区における介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型サービス導入と担い手養成研修の実施について、看取り期まで対応する小規模な地域の住まい支援事業の実施について など）
12月	30年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（29年度介護保険事業の実績について、足立区における介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型サービス導入と担い手養成研修の実施について、看取り期まで対応する小規模な地域の住まい支援事業の実施について など）
31年 2月	30年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（基幹地域包括支援センターの移転について など）
3月	30年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区地域包括ケアシステムビジョン（案）に関するパブリックコメントの実施結果及び足立区地域包括ケアシステムビジョンの策定について など）

令和元年9月 発行

発行 足立区

編集 足立区 福祉部

高齢者施策推進室長付 介護保険課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5111 内線2011

ADACHI CITY

令和元年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和元年 1 2 月 2 6 日

<p>件 名</p>	<p>大腸がん検診結果の誤通知について</p>
<p>所 管 部 課</p>	<p>衛生部 データヘルス推進課</p>
<p>内 容</p>	<p>区は、大腸がん検診（免疫便潜血検査 2 日法）を足立区医師会に委託して実施している。足立区医師会加盟の医療機関（以下、「医療機関」）において、平成 3 0 年度大腸がん検診を受けた区民の方に、誤った結果を記載した受診票を渡していることが判明した。</p> <p>【今回の事案の流れ（イメージ）】</p> <p>1 誤りの内容と人数 検体検査の結果が「+（陽性）」にもかかわらず、受診票に「-（陰性）」と記載し、かつ総合判定「異常なし」とした。 (1) 人数 1 1 1 人 (2) 医療機関数 6 1 施設</p> <p>2 誤り発生の経緯 医療機関において検査結果を受診票に書き写す手順となっており、誤記載が発生してしまった。一部の医療機関では、ダブルチェックの未実施など内容確認が不十分だった。</p> <p>3 今後の方針 (1) 再発防止に向け外部有識者を入れた調査委員会を区が立ち上げる。その中で、調査範囲等を認定していく。また、今回の原因の分析、再発防止等を検討していく。 (2) 調査委員会と同時並行で帳票の見直しや委託の流れの見直しを区と医師会で行っていく。</p>